

令和7年度版(令和6年度のまとめ)

年次報告書

—環境白書—

令和8年3月

 宇 土 市

はじめに

近年、大気や水質の汚染など自然環境の破壊、廃棄物の増加、地球温暖化やPM2.5の問題など、多種多様に及ぶ環境問題が全世界的に深刻化しています。

また、従来の公害問題に加え、近隣騒音や廃棄物の投棄など日常生活や地域に密接した環境問題も喫緊の課題となっています。さらに、相次ぐ大規模自然災害を受けて、再生可能エネルギーや省エネルギー化などにも関心が高まってきており、わたしたちを取り巻く環境問題は刻々と変遷をしております。

本市は、有明海やその広大な干潟、緑川や浜戸川、大岳や白山をはじめとした宇土半島の山や川等、豊かな自然に恵まれています。私たちは、先人が残してくれたこの豊かな自然を守り、次の世代へ引き継いでいくことはもとより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していくことが求められています。

その実現に向け、本市では、平成14年4月に市の環境都市づくりの基本理念を定めた宇土市環境基本条例を制定。さらに、平成16年3月には、この条例に基づき宇土市環境基本計画を策定し、令和7年3月には新たな課題に対応する施策を盛り込んだ第4次宇土市環境基本計画を策定しました。また、令和元年度から熊本連携中枢都市圏において全国初の共同での地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定を行っており、令和2年度に策定を完了しました。さらに、令和2年1月には、CO₂排出ゼロを目指すことを宣言しました。

令和6年3月には、宇土市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】を策定し、これまで以上に体系的かつ総合的に地球温暖化対策を推進しています。

本報告書は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、本市の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について、主に令和6年度における状況を取りまとめたものです。

本報告書を一人でも多くの市民の皆さまに御高覧いただき、本市の環境の状況及び施策の取組等について、関心と理解を一層深めていただければ幸いです。

令和8年3月

宇土市長 元松 茂樹

目 次

	ページ
第1章 宇土市の概要	
1. 位置及び地勢	1
2. 人口及び世帯	2
3. 気象	2
4. 産業構造	3
(1) 産業別就業人口	
(2) 事業所数、従業員数、製造品出荷額等	
5. 土地利用	4
(1) 地目別土地利用状況	
(2) 都市計画用途区域	
6. 上水道	5
7. 汚水処理	6
第2章 公害の概要	
1. 公害の種類	7
2. 公害苦情の状況	7
3. 公害の監視・測定体制	8
(1) 大気汚染の監視体制	
(2) 水質汚濁の監視体制	
4. 協定締結状況	9
第3章 大気汚染	
1. 環境基準	10
2. 測定結果	10
3. 測定物質の概要	11
第4章 水質汚濁	
1. 水質汚濁に関する環境基準	12
(1) 人の健康の保護に関する環境基準	
(2) 生活環境の保全に関する環境基準	
2. 地下水の水質汚濁に係る環境基準	15
3. 水道水質基準（飲用基準）	16
4. 河川水測定結果	17
(1) 船場川	
(2) 大坪川	
(3) 潤川	
(4) 網津川	
(5) 網田川	
5. 地下水測定結果	21

第5章 騒音・振動	
1. 騒音に係る環境基準・規制基準	2 2
(1) 騒音に係る環境基準	
(2) 騒音に係る規制基準	
(3) 騒音規制法に基づく自動車騒音に係る騒音の要請限度	
2. 振動に係る環境基準	2 4
(1) 振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の基準	
(2) 振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の基準	
3. 特定施設・特定建設作業の届出状況	2 5
(1) 騒音規制法に基づく届出状況	
(2) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況	
(3) 振動規制法に基づく届出状況	
第6章 悪臭、土壌汚染、化学物質	
1. 悪臭防止法に基づく県規制状況	3 2
2. 土壌の汚染に係る環境基準	3 5
3. 化学物質	3 7
第7章 廃棄物処理	
1. ごみ処理の状況	3 8
(1) ごみの収集	
(2) 有料指定袋の種類と販売価格	
(3) 家庭ごみ量の経年推移	
(4) 搬入ごみ処理手数料	
2. 資源ごみの分別収集	3 9
(1) 資源ごみの収集品目	
(2) 資源ごみ収集量の推移	
3. プラスチックごみの分別収集	4 0
4. 収集運搬許可業者・処分許可業者一覧	4 1
(1) 収集運搬許可業者一覧	
(2) 処分許可業者一覧	
5. し尿処理の状況	4 2
(1) し尿処理施設	
(2) 公共下水道	
(3) 漁業集落排水施設	
(4) 浄化槽	

第8章 地球環境問題への取組	
1. 地球温暖化防止実行計画	47
2. 環境マネジメントシステム（EMS）への取組	48
(1) 市の取組	
(2) 環境マネジメント自己宣言	
(3) 環境マネジメントシステムの適用範囲	
(4) 適用規格	
(5) 環境方針	
(6) 環境管理体制	
(7) 環境基本計画と環境マネジメントシステム	
3. 環境学習	54
4. 環境に関する活動	55
5. 広報活動（広報うと掲載内容）	56
第9章 市の取組	
1. 環境基本計画	57
(1) 計画策定の背景	
(2) 計画の構成	
2. エコライフ計画	59
(1) エコライフ計画	
3. 宇土市環境審議会	59
(1) 審議会の概要	
(2) 審議会委員	
4. 進行管理	60
(1) 環境目的・目標及び環境管理実施計画進捗状況	

第1章 宇土市の概要

1. 位置及び地勢

宇土市は、熊本県のほぼ中央部、広大な熊本平野の南部に位置しており、宇土半島の山々を南に連ね、北西には有明海、北には緑川河口の肥沃な土地が広がる温暖で自然豊かな都市です。

また、多種多様な海の生き物と広大な干潟という特徴を持つ有明海に面し、緑川下流部に平野と宇土半島に連なる山々に囲まれ、豊かな自然に恵まれています。なかでも、環境省の名水百選に選ばれた「轟水源」や、同じく渚百選に選ばれた「御輿来海岸」は、本市のシンボルになっており、優れた自然と宇土城跡や網田焼窯跡に代表される歴史的な文化遺産が数多く点在しています。

現在の市街地は、古くは宇土藩3万石の城下町として発展し、その街並みも今に受け継がれ、情緒漂う都市景観を形成しています。

このような自然や文化に対する市民意識は高く、後世へ残したい地域の遺産として保全、活用を行うなど様々な市民主体の取組が行われています。また、本市は陸海の交通の要衝地にあるため、古くから政治・文化の中心地として栄えてきました。

現在も、県内の主要道路や鉄道が集中しており、通勤や通学、買物、余暇活動などの日常生活において交通の利便性が高い住みやすい都市です。

◆宇土市役所の位置

名 称	所 在 地	東 経	北 緯
宇土市	熊本県宇土市浦田町 51 番地	130° 39' 31"	32° 41' 14"

◆市域・面積

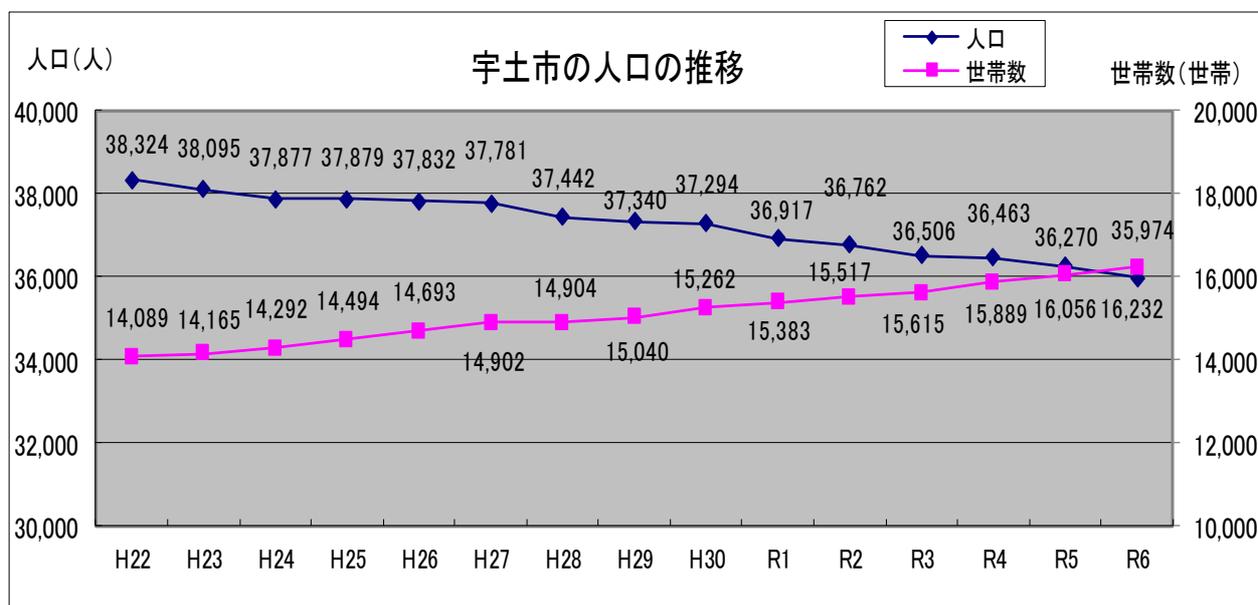
東 西	南 北	面 積
20.4km	7.9km	74.30km ²



宇土市の位置

2. 人口及び世帯

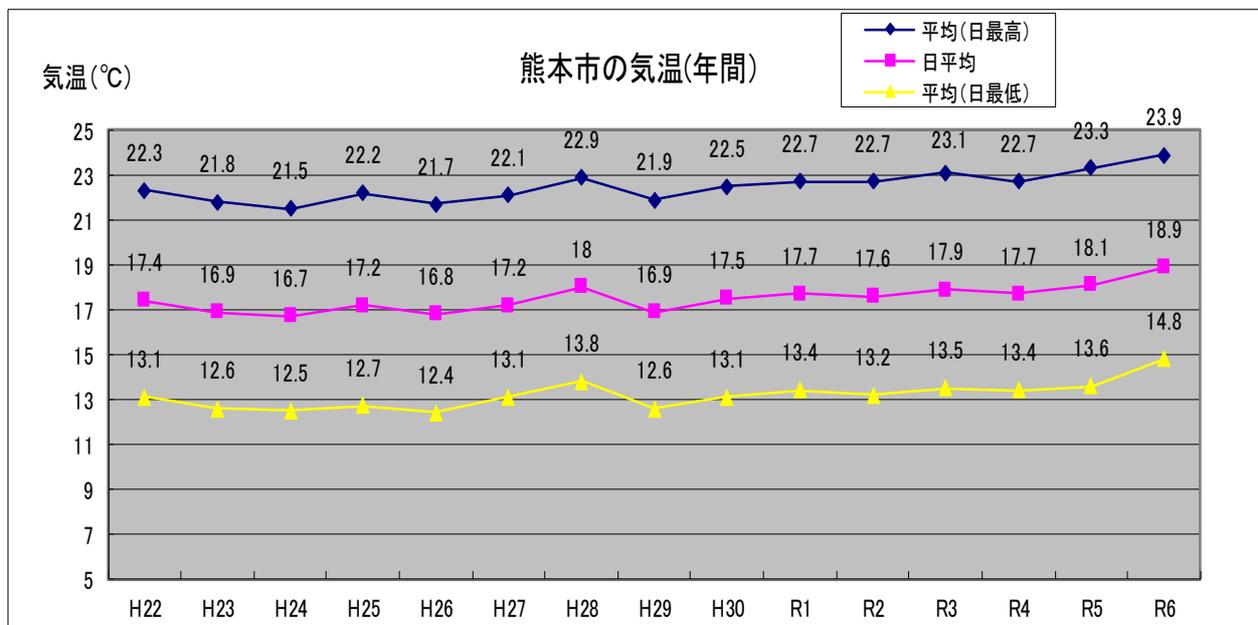
宇土市の人口は、平成 23 年以降、減少傾向にあります。しかし、世帯数は依然増加傾向がみられます。



資料：宇土市市民課／住民基本台帳（毎年 3 月 31 日現在）

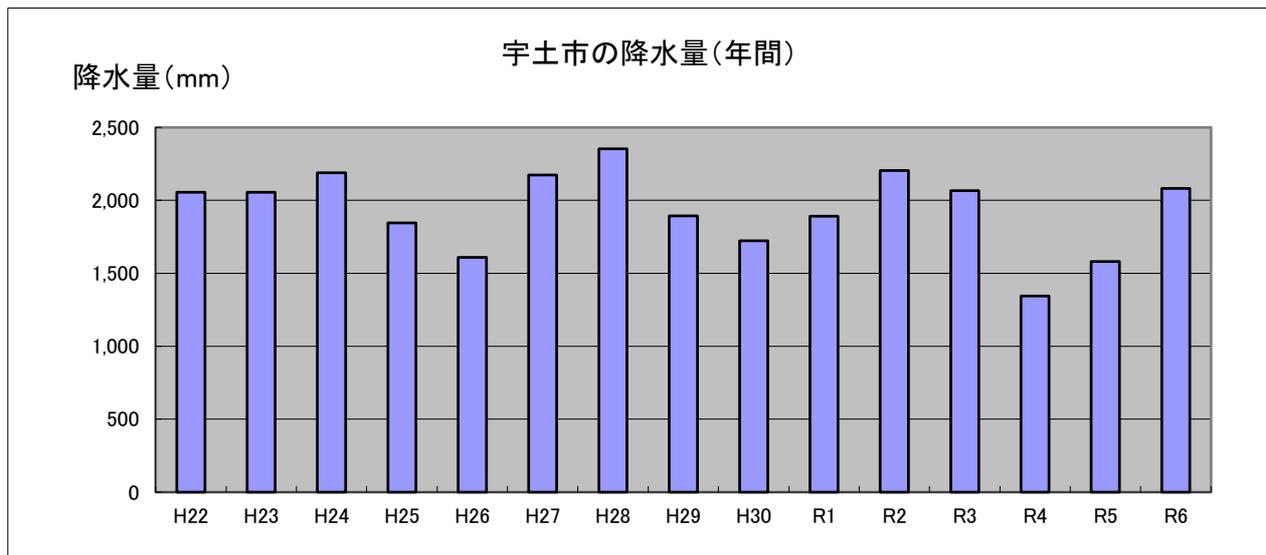
3. 気象

宇土市の気候は内陸型に分類され、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい気候となっています。令和 6 年の年間降水量は 2,081 mm でした。



資料：気象庁ホームページ

注) 宇土市の気温データがないため隣接する熊本市のデータを記載しています。

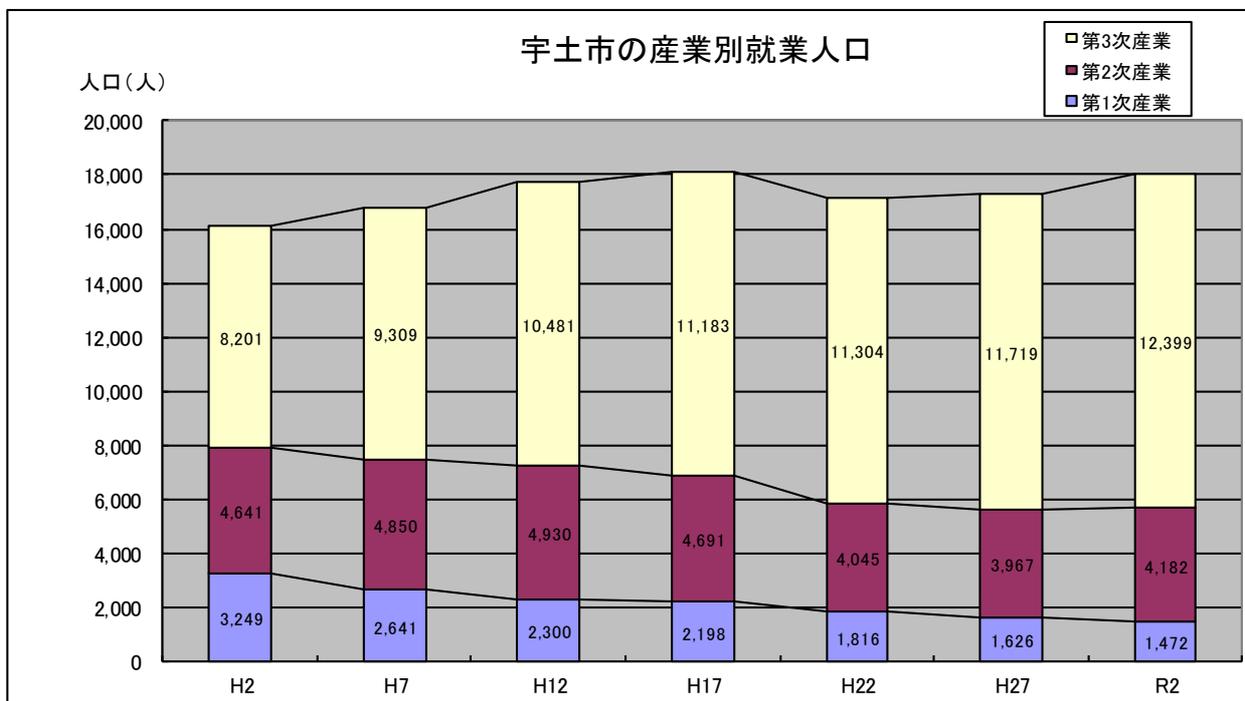


資料：気象庁ホームページ

4. 産業構造

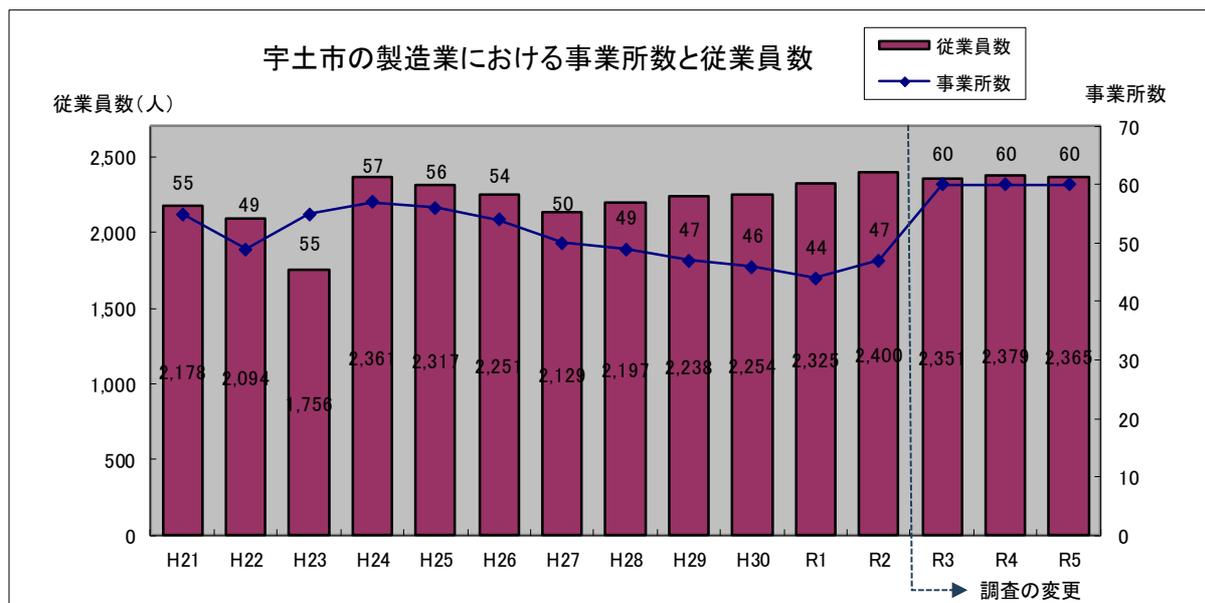
宇土市の産業構造は、サービス業や卸売・小売業を主とする第3次産業が中心となっており、令和2年における国勢調査では全体の約7割を占めています。

(1) 産業別就業人口



資料：国勢調査

(2) 事業所数、従業員数、製造品出荷額等



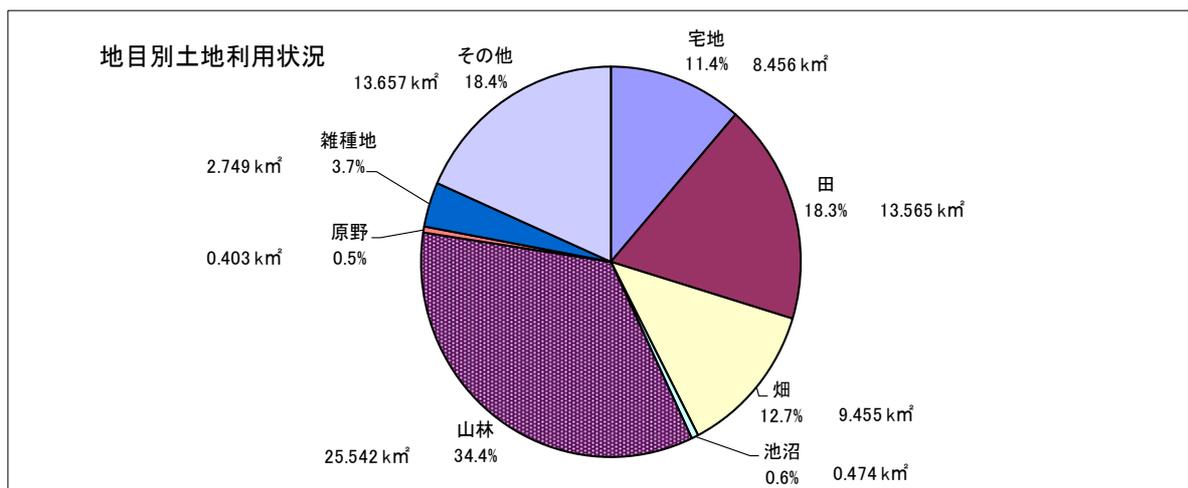
資料：経済産業省 経済構造実態調査、令和3年経済センサス

注) 2022年以降は「工業統計調査」が廃止され、「経済構造実態調査」の中で実施

5. 土地利用

宇土市の令和6年度における土地利用状況で最も多い地目は山林の25,542 km²で、市全体の約34.4%を占めています。続いて田の13,565 km²、畑9,455 km²、宅地8,456 km²の順となっています。

(1) 地目別土地利用状況



資料：宇土市税務課／固定資産概要調書（令和7年1月1日現在）

(2) 都市計画用途区域

令和7年3月31日現在

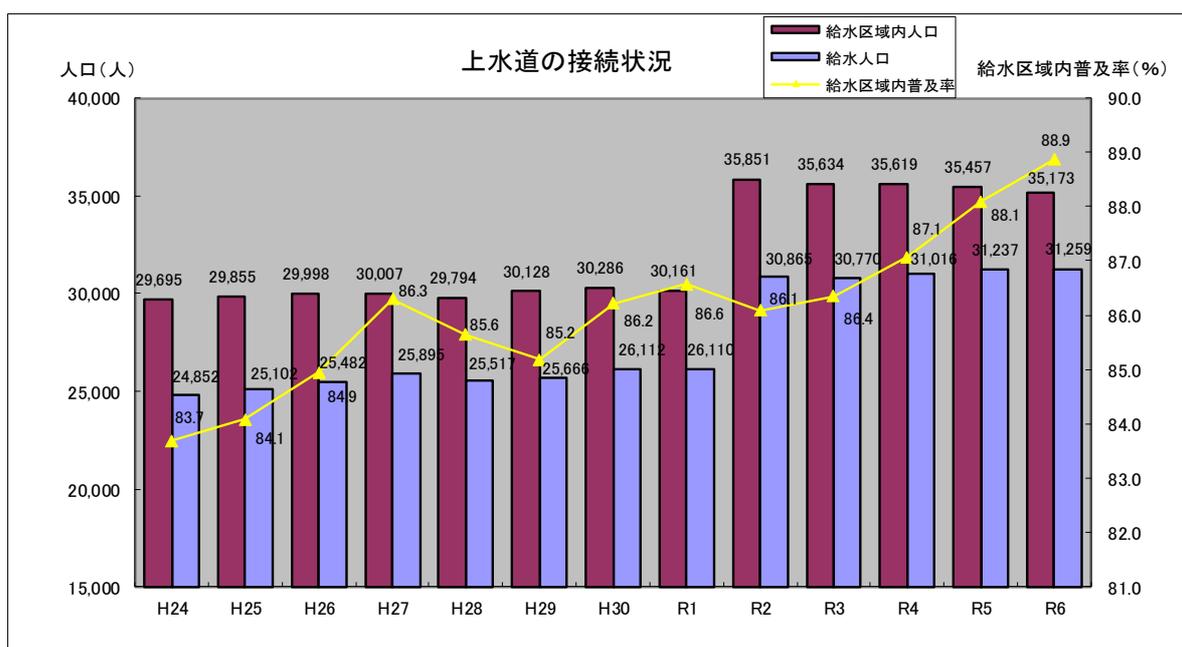
区分		面積(ha)	構成比(%)	
用途 地 域	第1種低層住居専用地域	36	7.1	50.9
	第1種中高層住居専用地域	135	26.7	
	第2種中高層住居専用地域	0	0	
	第1種住居地域	65	12.9	
	第2種住居地域	16	3.2	
	準住居地域	5	1.0	
	近隣商業地域	47	9.3	14.1
	商業地域	24	4.8	
	準工業地域	62	12.3	35
	工業地域	77	15.2	
	工業専用地域	38	7.5	
	合計	505	100	100
	都市計画区域		1,832	—

資料：宇土市都市整備課

6. 上水道

令和6年度における宇土市の上水道の普及状況は、給水区域内人口 35,173 人、現在給水人口 31,259 人となっており、給水区域内普及率にして 88.9%となっています。

平成28年度から平成29年度にかけての給水区域内普及率の低下は熊本地震により家屋が被災したことで水道使用の廃止が増加したことによるものです。令和元年度から令和2年度にかけての人口の増加や給水区域内普及率の低下は、総務省から上水道と簡易水道を統合するとの通達により人口を統合したことによるものです。

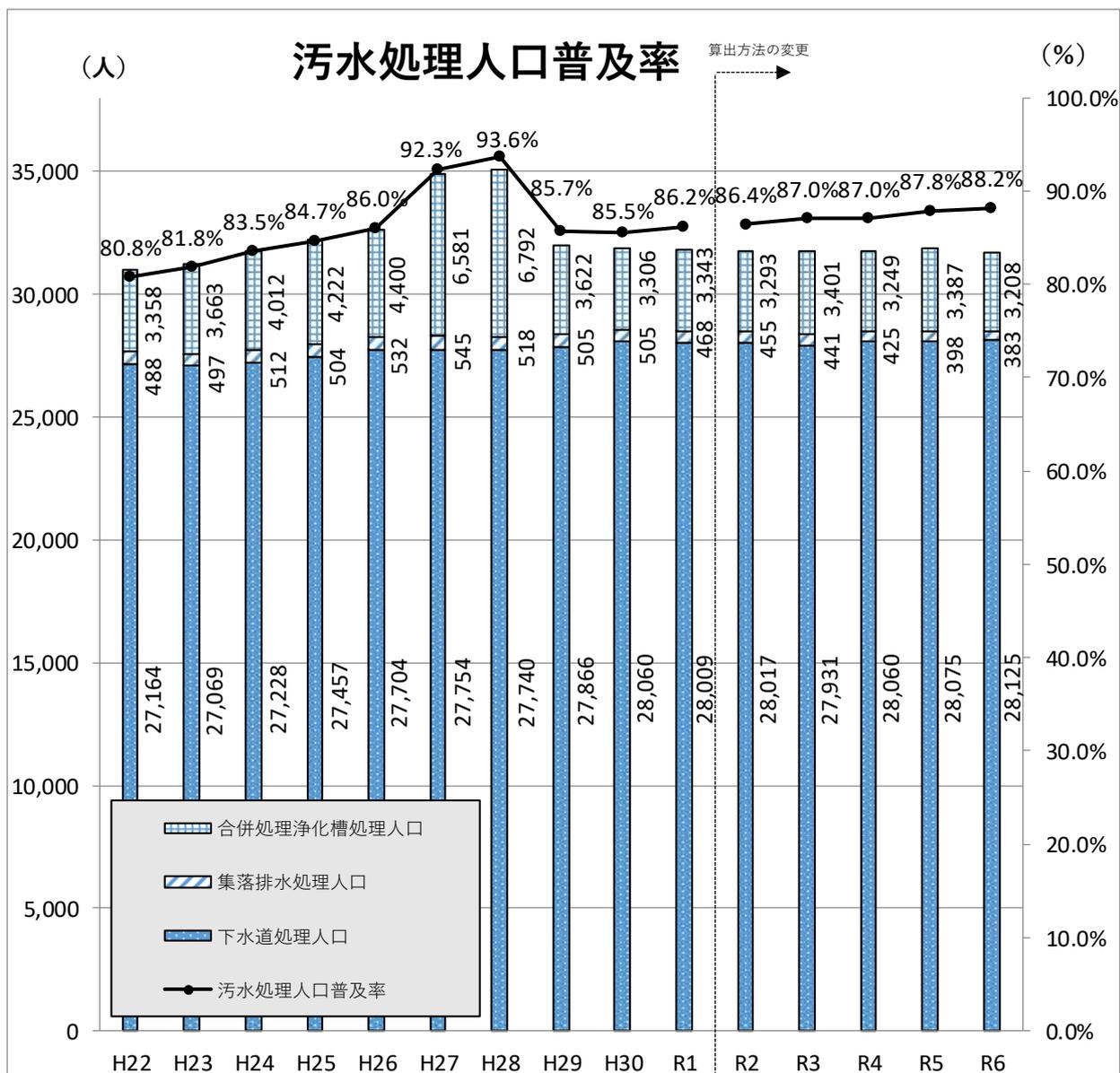


資料：宇土市上下水道課

*給水区域内普及率…上水道（旧簡易水道含む）の整備人口を給水区域内の行政人口（住民基本台帳人口）で除した指標です。

7. 汚水処理

令和6年度末における宇土市の汚水処理人口（下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽の汚水処理施設の整備人口）は31,716人であり、内訳は下水道処理人口28,125人、集落排水処理人口383人、合併処理浄化槽処理人口3,208人です。また、熊本県全体の汚水処理人口普及率90.5%に対し、本市の汚水処理人口普及率は88.2%です。



資料：宇土市環境交通課／汚水処理人口調査

*汚水処理人口普及率…下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽の汚水処理施設の整備人口を行政人口（住民基本台帳人口）で除した指標です。

第2章 公害の概要

1. 公害の種類

環境基本法第2条第3項では、「『公害』とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう」と規定しています。

いわゆる「典型7公害」に関する規定ですが、本書では、公害を「人の健康又は生活環境に係る被害」という広い観点からとらえ、公害の種類を典型7公害とそれ以外とに分けています。

2. 公害苦情の状況

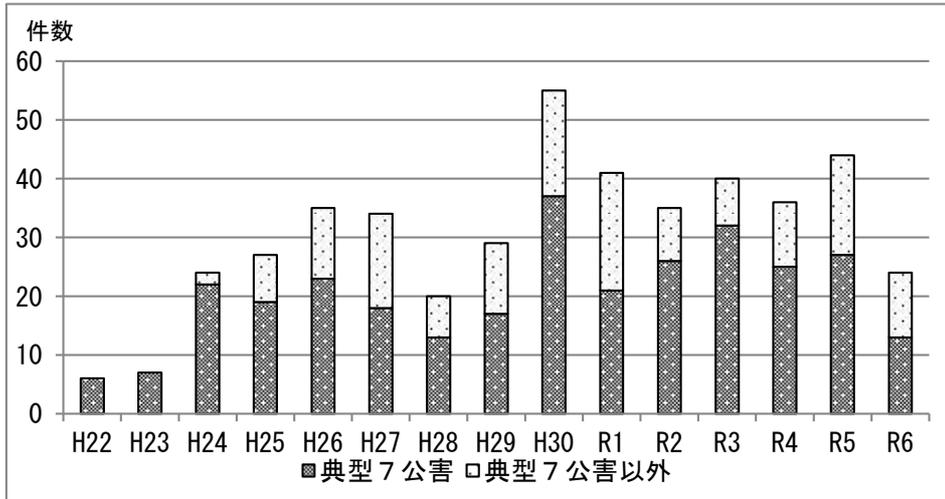
年度	典型7公害							左記以外		合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	その他	
H22	0	2	0	2	0	0	2	0	0	6
H23	0	3	1	2	0	0	1	0	0	7
H24	1	5	0	9	2	0	5	2	0	24
H25	13	1	0	2	0	0	3	8	0	27
H26	11	5	0	5	1	0	1	12	0	35
H27	5	5	0	3	2	0	3	15	1	34
H28	6	5	1	0	0	0	1	6	1	20
H29	8	3	1	3	0	0	2	12	0	29
H30	15	4	0	10	2	0	6	18	0	55
R1	15	1	0	2	1	0	2	20	0	41
R2	13	0	0	4	1	0	8	9	0	35
R3	18	4	0	5	0	0	5	8	0	40
R4	16	1	0	5	0	0	3	11	0	36
R5	12	1	0	5	1	0	8	17	0	44
R6	4	2	0	4	0	0	3	11	0	24

資料：宇土市環境交通課【公害苦情調査】

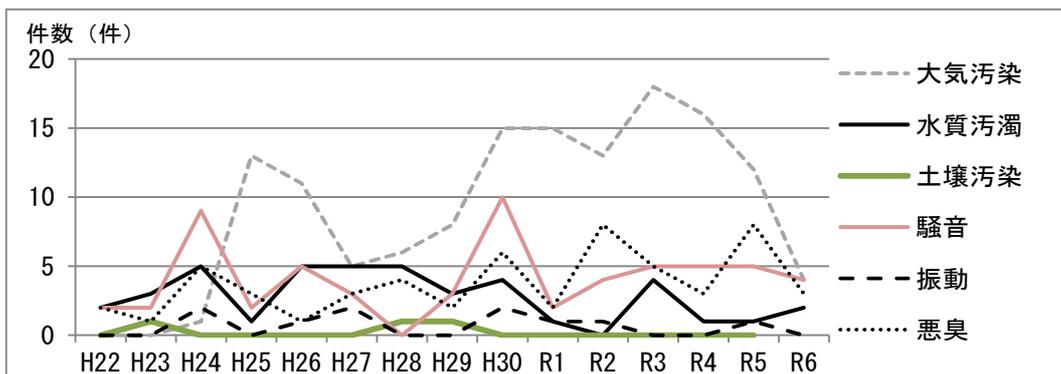
令和6年度における公害苦情件数については、昨年度より減少しています。多かったのは、大気汚染及び騒音に関する苦情であり、大気汚染の4件中2件が野焼きに対する苦情でした。騒音については、工事によるものが4件中1件となっています。それぞれの苦情に対しては、現地へ出向き、原因者等への指導等を行いました。

また、廃棄物投棄について、投棄者が判明した場合は宇城警察署に相談し、警察から指導を行いました。投棄者が不明の場合は、土地所有者へ説明を行い、今後、不法投棄されないよう看板の設置等を提案しました。なお、不法投棄の件数が増加してきているため年間通じて市内の不法投棄パトロールを増やしています。

● 公害苦情件数の推移



● 典型7公害の種類別苦情件数



注)「地盤沈下」は苦情件数がないため表示していません。

3. 公害の監視・測定体制

(1) 大気汚染の監視体制 (大気汚染防止法第22条関係)

① 大気汚染常時監視測定局設置状況

宇土市 測定局名：宇土運動公園 所管【熊本県】

(窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、風向風速)

② 大気汚染常時監視測定局属性名

測定局名：宇土運動公園

用途地域：住居地域

所在地：宇土市旭町 375 番地

測定点：地上 高さ 4m

(2) 水質汚濁の監視体制（水質汚濁防止法第15条関係ほか）

①河川水常時監視

緑川・浜戸川（国土交通省）

網田川・網津川・船場川・潤川・大坪川（宇土市）

②地下水常時監視

定点監視（熊本県・宇土市）

汚染地区監視（熊本県・宇土市）

4. 協定締結状況

	協定の名称	相手方	締結年月日	最終改正年月日
1	公害防止協定	(株)三和化学研究所	S46.2.18	
2	公害防止協定	三笠産業(株)	S48.11.29	
3	公害防止協定	(株)ユーエムテック	S49.1.10	
4	公害防止協定	大谷塗料(株)	S51.4.15	
5	公害防止協定	九州大豆食品協業組合	S57.8.21	
6	公害防止協定	大王パッケージ株式会社 九州事業部	S60.6.11	
7	公害防止協定	日本エフ・アール・ピー(株)	H3.1.18	
8	公害防止協定	(株)カネムラエコワークス	H11.6.24	H14.6.7
9	公害防止協定	(株)新菱	H13.2.1	
10	公害防止協定	(株)三和マテリアル	H13.4.12	
11	公害防止協定	真空埋化器械(株)	H13.4.27	
12	公害防止協定	(株)田崎鶏卵	H14.2.1	
13	公害防止協定	(株)大日技研	H14.10.18	
14	環境保全協定	大阪製鐵(株)西日本製鋼所	S48.10.18	H21.2.2
15	環境保全協定	日本合成化学工業(株) 三菱ケミカル株式会社 技術部 熊本工場 (日本合成化学工業(株)が三菱ケミカル株式 会社と合併したため、締結したもの)	S44.9.30 R1.8.20	H18.5.22
16	環境保全協定	株式会社 LSIメディエンス 株式会社 LSIM安全科学研究所 (株式会社 LSIメディエンスが分社化したた め、締結したもの)	S60.12.17 R3.1.29	S61.10.13
17	環境保全協定	(株)キタグチ	H19.1.10	
18	環境保全協定	(有)緒方清掃	H20.4.1	
19	環境保全協定	(有)ラバーズ	H20.6.1	
20	環境保全協定	(有)タカハマオートサービス	H20.10.1	
21	環境保全協定	ミツバ商会	H21.1.5	
22	環境保全協定	九州大日精化工業(株)熊本事業所	H22.3.8	
23	環境保全協定	株式会社 有明通商	H23.1.14	
24	環境保全協定	株式会社 エコライフ熊本	R7.3.25	

※H18年度から協定の名称を変更しています。

資料：宇土市環境交通課

第3章 大気汚染

1. 環境基準

環境基本法第16条では、環境基準とは「人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」とされています。これは、行政目標であり、施策の総合的かつ適切な実施により、その確保に努めなければなりません。熊本県では、熊本県が設置している一般環境測定局において、大気汚染物質のうち二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、炭化水素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）についての常時監視測定が行われています。これらの物質の環境基準は次のとおり定められています。

物 質	評価方法
二酸化硫黄	【長期的評価】年間にわたる日平均値の2%除外値が0.04 ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。 【短期的評価】連続して又は随時行った測定について、1時間値が0.1 ppm以下で、かつ1時間値の日平均値が0.04 ppm以下であること。
二酸化窒素	【長期的評価】年間にわたる日平均値の98%値が0.06 ppm以下であること。
光化学オキシダント	昼間（5時～20時）の1時間値が0.06 ppm以下であること。
炭化水素	オキシダントの日最高0.06 ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間値平均値が0.20 ppmCから0.31 ppmCの範囲にあること。
浮遊粒子状物質：SPM	【長期的評価】年間にわたる日平均値の2%除外値が0.1 mg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が0.1 mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。 【短期的評価】連続して又は随時に行った測定について、1時間値が0.2 mg/m ³ 以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.1 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	【長期的評価】1年平均値が15 μg/m ³ 以下であること。 【短期的評価】年間にわたる日平均値の98%値が35 μg/m ³ 以下であること。

出典：熊本県環境保全関係基準集
熊本県環境生活部 大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書

2. 測定結果

測定局：宇土運動公園（宇土市旭町375番地）地上高さ4 m

物 質	評価方法	測定値 (令和6年度)	環境基準 の評価
窒素酸化物 (二酸化窒素：NO ₂)	【長期的評価】年間にわたる日平均値の98%値が0.06 ppm以下であること。	0.011	達 成
光化学オキシダント：O _x	昼間（5時～20時）の1時間値が0.06 ppm以下であること。	0.089	非達成
浮遊粒子状物質：SPM	【長期的評価】年間にわたる日平均値の2%除外値が0.1 mg/m ³ 以下でありかつ、日平均値が0.1 mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。	0.035	達 成
1時間値の最高値 1日平均値の最高値	【短期的評価】連続して又は随時に行った測定について、1時間値が0.2 mg/m ³ 以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.1 mg/m ³ 以下であること。	0.090 0.057	達 成
微小粒子状物質： PM2.5	【長期的評価】1年平均値が15 μg/m ³ 以下であること。	10.8	達 成
	【短期的評価】年間にわたる日平均値の98%値が35 μg/m ³ 以下であること。	26.6	達 成

出典：熊本県環境生活部 大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書第60報から抜粋

宇土運動公園測定局における測定の結果、光化学オキシダントのみ非達成でした。なお、光化学オキシダントについては、測定した県内全ての局（24局）で非達成であり、全国的にほとんど環境基準を達成できていないため、国が広域的な取組を行っています。

3. 測定物質の概要

物 質	発 生 源
窒素酸化物:NO _x	<p>大気中の窒素酸化物には、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)の他に亜酸化窒素、無水亜硝酸、四酸化窒素、無水硝酸なども存在します。</p> <p>NO_xは自然の大気中にも、0.006 ppm程度(都市部)存在しますが、ほとんどが物質の燃焼過程から発生しています。</p>
光化学オキシダント:Ox ※【光化学スモッグ】	<p>光化学オキシダントは、オゾン(O₃)、パーオキシアセチルナイトレート【PAN】など酸化性物質の総称で、大気中の窒素酸化物(NO_x)と炭化水素(HC)から光化学反応により生成します。光化学反応生成物には、このほかにもホルムアルデヒド(HCHO)、アクロレイン(CH₂CHCHO)などのアルデヒド類や二酸化窒素(NO₂)など多様な化合物がありますが、これらは光化学オキシダントとしてカウントされません。</p> <p>光化学スモッグは、特殊な気象条件下で光化学反応生成物がエアロゾル(煙霧質)等を増加させて発生するスモッグ(Smoke+Fog=Smog)のことです。従って、光化学スモッグ中には、光化学オキシダントによる化合物のみでなく、他の光化学反応生成物も全て含まれることとなります。</p>
浮遊粒子状物質:SPM	<p>SPMは、Suspended Particulate Matterで、直訳すると「浮遊している粒子物質」となります。通常、「浮遊粒子状物質」と呼んでいますが、大気環境調査では大気中に浮遊する粉じんのうち、粒径が10 μm以下の微細な粒子のことを指しています。</p> <p>大気中の浮遊粉じんには、土壌の舞い上がり、海塩粒子、黄砂等自然要因によるもののほか、石油や石炭などの燃焼、土石や鉱物などの機械的処理(破碎、摩砕、選別など)、自動車走行に伴う道路ダストの舞い上がり等人為的要因により発生するものがあります。</p>
微小粒子状物質:PM2.5	<p>浮遊粒子状物質のうち、粒径が2.5 μm以下のものをいいます。ディーゼル車などから直接排出される「一次粒子」と、大気中での光化学反応などによって、硫酸酸化物などのガス成分から作られる「二次粒子」に分類されます。</p>

項 目	媒 体	基準値
ダイオキシン類	大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
備考		
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。		
2 基準値は、年間平均とする。		

出典：環境省ホームページ

第4章 水質汚濁

1. 水質汚濁に関する環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.02 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102（以下「規格」という。）43.2.1、43.2.3又は43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	

出典：環境省ホームページ

項 目	媒 体	基 準 値
ダイオキシン類	水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/ℓ 以下
	水底の底質	150 pg-TEQ/ℓ 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 基準値は、年間平均とする。		

出典：環境省ホームページ

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

①海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質(油 分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ 以上	20 CFU /100ml以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以上	—	—
備考	1. 省略 2. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。 3. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーを数えることで算出する。					

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.3 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/ℓ以下	0.09 mg/ℓ以下
備考	1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。		

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランスよく、かつ安定して漁獲される。

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3) 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

②河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級・自然環境 保全及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	20 CFU/100ml 以下
A	水道 2 級・水産 1 級 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	300 CFU/100ml 以下
B	水道 3 級・水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	1,000 CFU/100ml 以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及び D 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水 2 級・農業 用水及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水 3 級・環境 保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ 以上	—
備考	<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（$0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 省略</p> <p>4 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。</p> <p>5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。</p> <p>6 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準じる。）。</p> <p>7 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>					

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

2. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/l以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/l以下
六価クロム	0.02 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下
総水銀	0.0005 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
チウラム	0.006 mg/l以下
シマジン	0.003 mg/l以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
ベンゼン	0.01 mg/l以下
セレン	0.01 mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
ふっ素	0.8 mg/l以下
ほう素	1 mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下
備考	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2の15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2の14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：環境省ホームページ

項 目	基 準 値
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/ℓ以下
備考	
1 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

出典：環境省ホームページ

3. 水道水質基準（飲用基準）

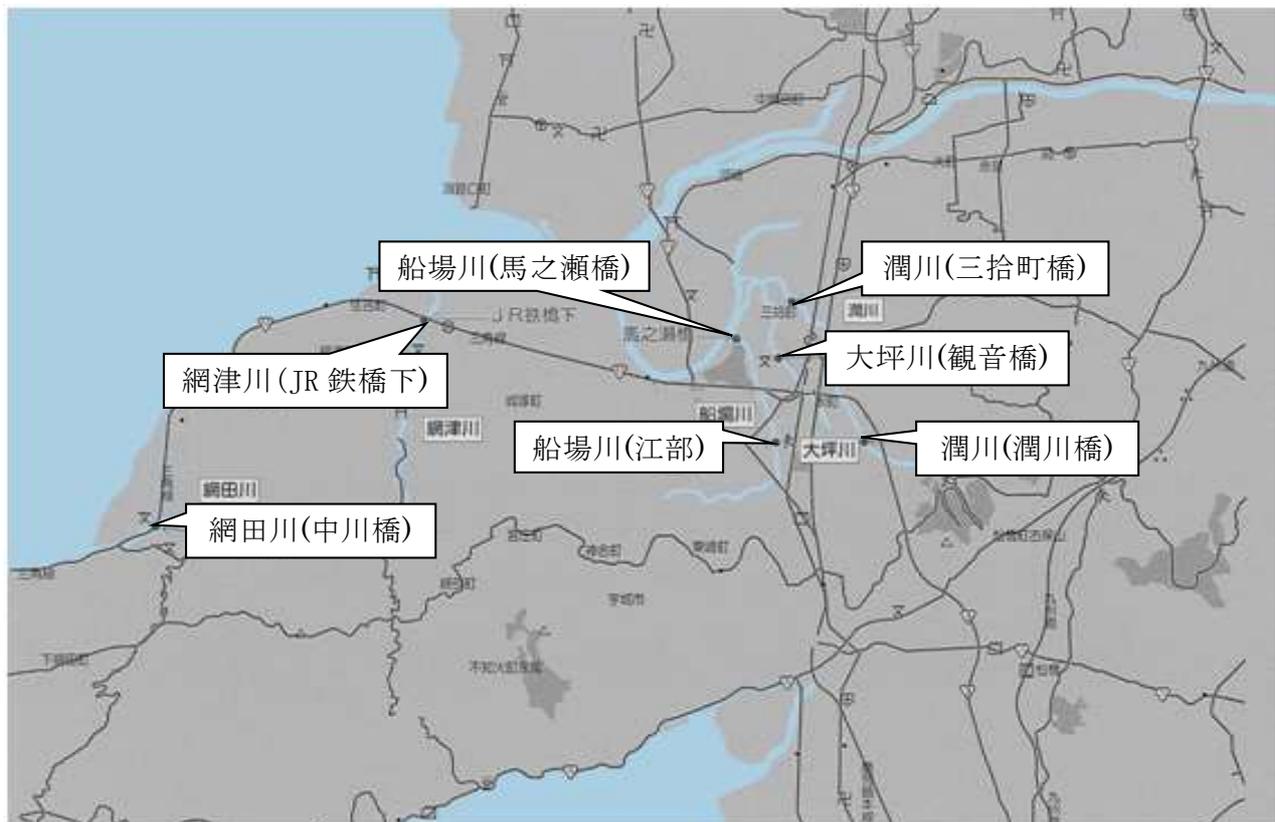
項 目	基 準 値	備考
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	
2 大腸菌	検出されないこと。	
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ以下	
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ以下	
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	
8 六価クロム化合物	0.02 mg/ℓ以下	
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ以下	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/ℓ以下	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下	
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ以下	
13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/ℓ以下	
14 四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	
17 ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	
20 ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	
21 塩素酸	0.6 mg/ℓ以下	
22 クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ以下	
23 クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下	
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下	
25 ジブromokクロロメタン	0.1 mg/ℓ以下	
26 臭素酸	0.01 mg/ℓ以下	
27 総トリハロメタン	0.1 mg/ℓ以下	
28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下	
29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/ℓ以下	
30 ブロモホルム	0.09 mg/ℓ以下	
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ以下	
32 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/ℓ以下	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ以下	

34	鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ以下	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/ℓ以下	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ以下	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ以下	
38	塩化物イオン	200 mg/ℓ以下	
39	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ以下	
40	蒸発残留物	500 mg/ℓ以下	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ以下	
42	ジェオスミン	0.00001 mg/ℓ以下	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/ℓ以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ以下	
45	フェノール類	0.005 mg/ℓ以下	
46	有機物(TOC)	3 mg/ℓ以下	
47	pH値	5.8以上8.6以下	
48	味	異常でないこと。	
49	臭気	異常でないこと。	
50	色度	5度以下	
51	濁度	2度以下	

出典:厚生労働省ホームページ

4. 河川水測定結果

宇土市では毎年、船場川(2地点)、大坪川(1地点)、潤川(2地点)、網津川(1地点)、網田川(1地点)の水質調査を実施しています。調査は四半期毎に1回、年4回行っており、環境基本法に基づく浜戸川の類型Bを準用して評価しています。



河川水調査位置図

(1) 船場川

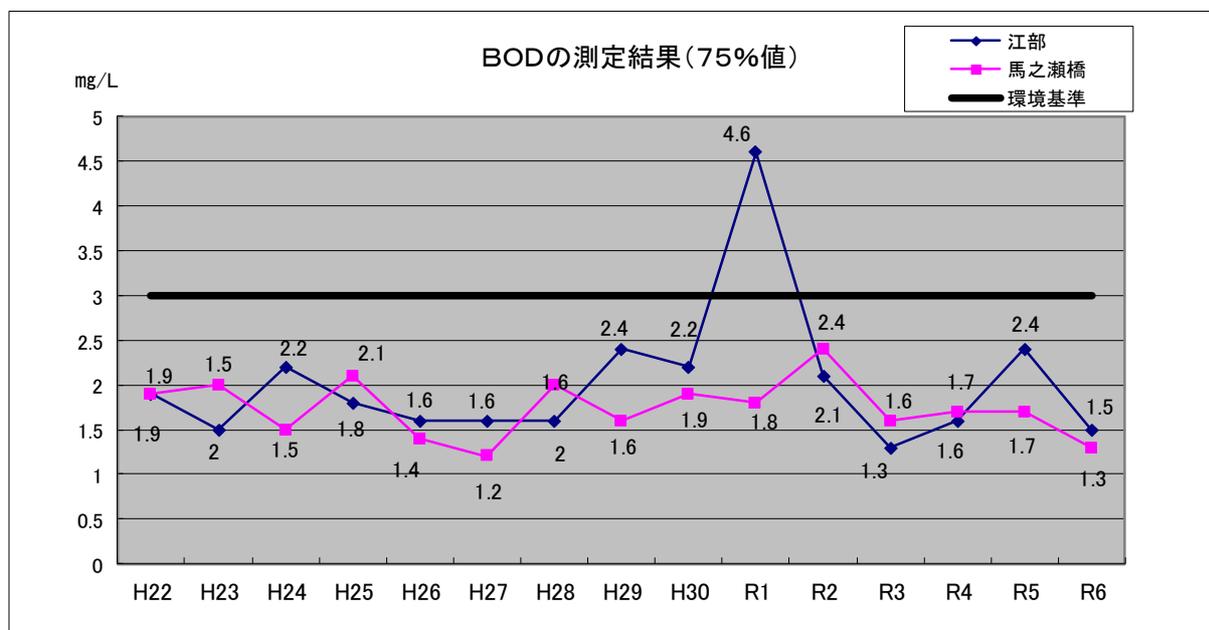
令和6年度では、馬之瀬橋地点で浮遊物質量（SS：水の濁りに関する指標）の項目が環境基準を満足していませんでした。

SSが超過した原因としては、調査地点において雨の影響で水質の悪化を招いたことで、環境基準を超過する値が出たと推測されます。

生物化学的酸素要求量（BOD：水の汚れの指標）については、平成21年度からの15年間の結果を見ると、令和元年度に江部で基準値を超過したものの、それ以外は例年基準を満足していることが分かります。

年度	測定地点	項目	環境基準	年平均値	測定地点	項目	環境基準	年平均値
令和6年度	江部	pH	6.5～8.5	7.3	馬之瀬橋	pH	6.5～8.5	7.4
		BOD	3以下	1.5		BOD	3以下	1.3
		SS	25以下	20.9		SS	25以下	31.2
		DO	5以上	8.2		DO	5以上	7.7

※BODは75%値



資料：宇土市環境交通課

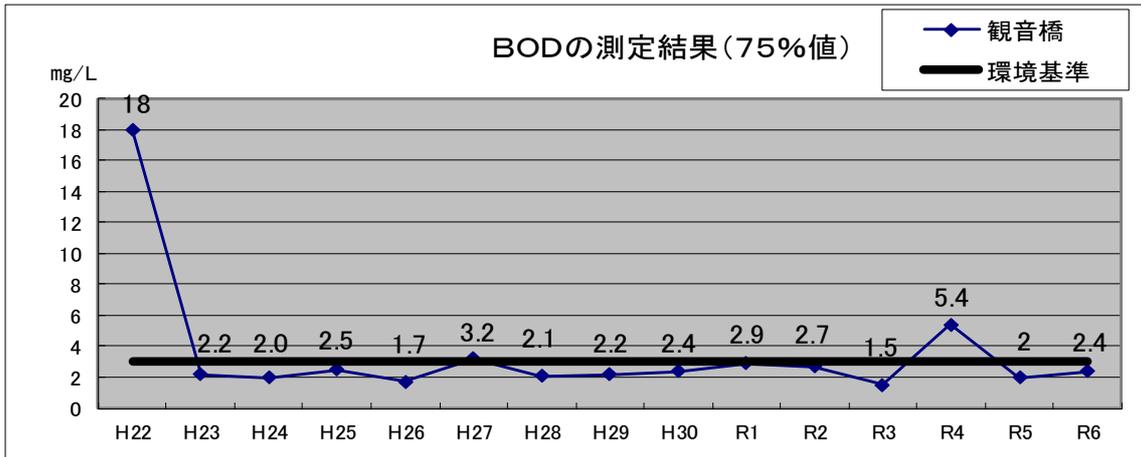
(2) 大坪川

令和6年度では、観音橋地点において、全ての項目で環境基準を満足していました。

なお、BODについては、平成21年度からの15年間の結果を見ると、平成22年度と平成27年度、令和4年度に基準値を超過したものの、それ以外は例年基準を満足していることが分かります。

年度	測定地点	項目	環境基準	年平均値
令和6年度	観音橋	pH	6.5～8.5	7.5
		BOD	3以下	2.4
		SS	25以下	17.8
		DO	5以上	8.3

※BODは75%値



資料：宇土市環境交通課

(3) 潤川

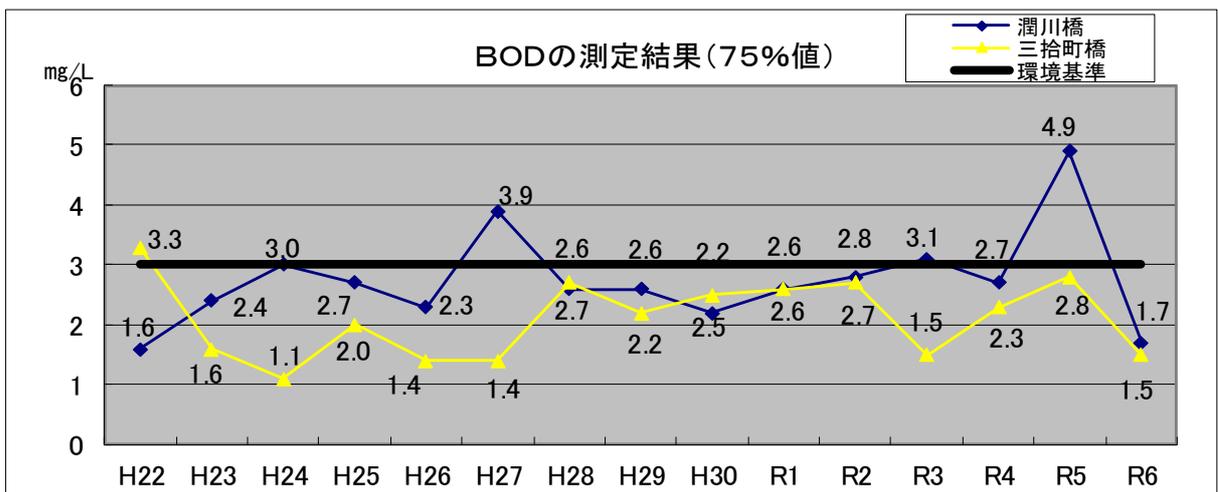
令和6年度では、三拾町橋地点でSSの項目が環境基準を満足していませんでした。

SSが超過した原因としては、調査地点において雨の影響で水質の悪化を招いたことで、環境基準を超過する値が出たと推測されます。

平成21年度からの15年間の結果を見ると、基準を超過する年度が散見されます。

年度	測定地点	項目	環境基準	年平均値	測定地点	項目	環境基準	年平均値
令和6年度	潤川橋	pH	6.5~8.5	7.7	三拾町橋	pH	6.5~8.5	7.5
		BOD	3以下	1.7		BOD	3以下	1.5
		SS	25以下	6.7		SS	25以下	51.8
		DO	5以上	9.1		DO	5以上	8.7

※BODは75%値



資料：宇土市環境交通課

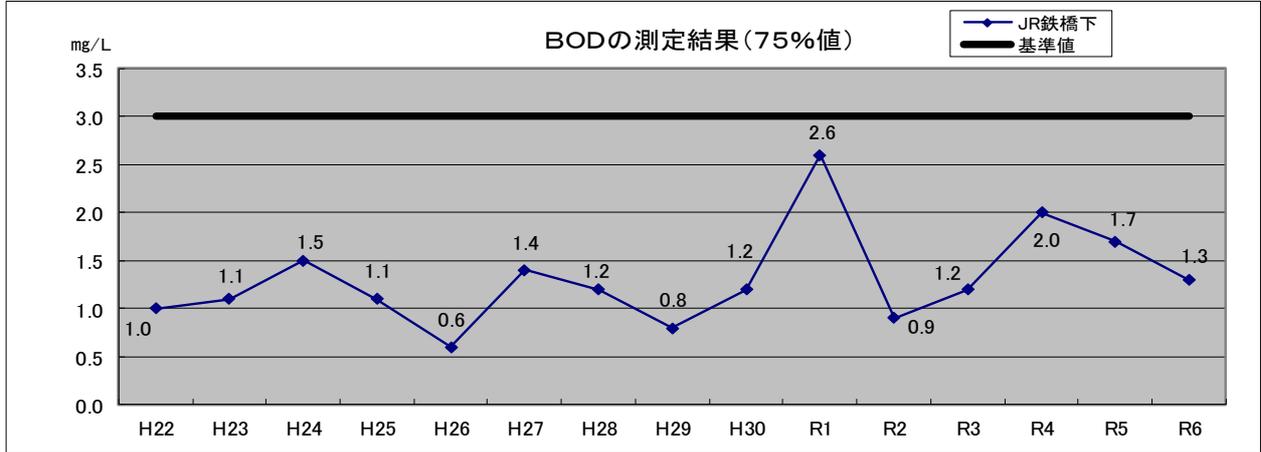
(4) 網津川

令和6年度では、JR鉄橋下地点において、全ての項目で環境基準を満足していました。

なお、BODについて、平成21年度からの15年間の結果を見ると、基準値よりも低い値で推移していることが分かります。

年度	測定地点	項目	環境基準	年平均値
令和6年度	JR鉄橋下	pH	6.5~8.5	7.8
		BOD	3以下	1.3
		SS	25以下	15.7
		DO	5以上	10.6

※BODは75%値



資料：宇土市環境交通課

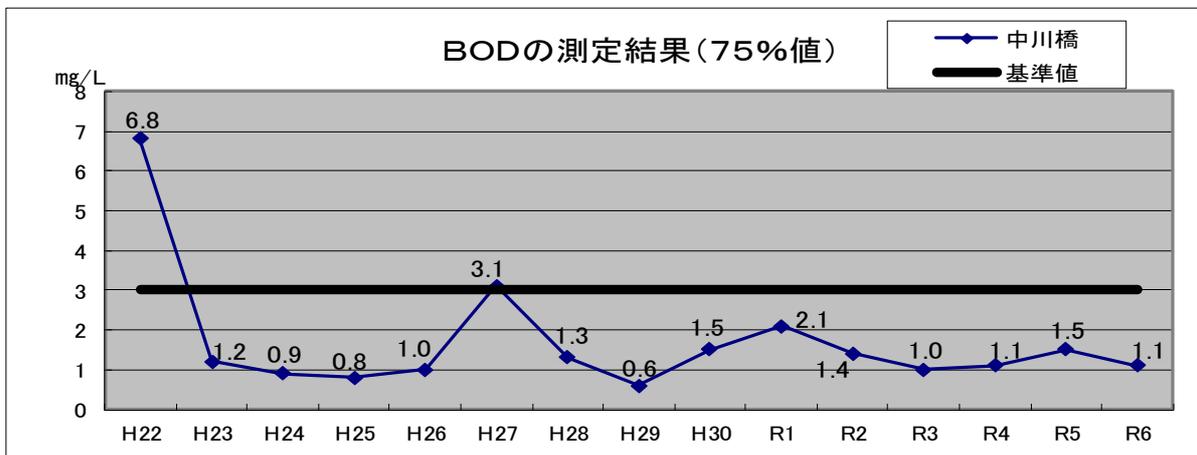
(5) 網田川

令和6年度では、中川橋地点において、全ての項目で環境基準を満足していました。

なお、BODについて、平成21年度からの15年間の結果を見ると、以前は基準を超過する年度がありましたが、近年は基準値よりも低い値で推移していることが分かります。

年度	測定地点	項目	環境基準	年平均値
令和6年度	中川橋	pH	6.5~8.5	7.7
		BOD	3以下	1.1
		SS	25以下	7.6
		DO	5以上	9.8

※BODは75%値



資料：宇土市環境交通課

5. 地下水測定結果

地下水水質調査は、地下水質の状況を把握するために、毎年、熊本県及び宇土市が実施機関となり実施しています。調査の種類、目的及び令和6年度の測定結果については次のとおりです。

調査の種類

調査名		対象井戸	目的
概況調査	定点監視調査(T点)	地域の代表地点の井戸	地域の地下水の概況を把握するための調査
			継続的な監視をするための調査(毎年同じ井戸を調査)
継続監視調査	汚染地区調査(M点)	過去に汚染のあった井戸	継続的な監視をするための調査(毎年同じ井戸を調査)
	検出井戸周辺地区調査(K点)	過去に有機塩素化合物が検出された井戸	継続的な監視をするための調査(毎年同じ井戸を調査)

※平成18年度から、定点監視調査(T点)の区分を定期モニタリングから概況調査に変更しています。

※出典：水質調査報告書(熊本県)

熊本県の調査では、地域の代表地点井戸や過去に汚染があった井戸を継続的に調査しています。令和6年度の調査では、過去に汚染があった井戸である走潟町1地点でヒ素及びその化合物が地下水の環境基準を満たしていませんでした。

また、市が実施する調査では、各地区の代表井戸や過去に汚染があった井戸を継続的に調査しています。令和6年度の調査では、地区の代表井戸である三拾町1地点、走潟町2地点と、過去に汚染があった椿原町1地点、馬之瀬町1地点でヒ素が、過去に汚染があった走潟町2地点でフッ素が地下水の水質基準を満たしておりませんでした。これら基準を満足していなかった井戸の所有者に対しては、飲用指導等を行っています。

さらに、令和6年度に要監視項目である有機フッ素化合物(ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA))についても調査を実施しました。この結果、市内で指針値(50ng/L)の約10分の1の値が検出されました。指針値未満ではありますが、身体への影響がまだ明らかになっていないため、井戸の所有者に飲用を控えるよう指導を行っています。

第5章 騒音・振動

1. 騒音に係る環境基準・規制基準

(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域		
	AA	A及びB	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	
基準値	【昼間】 午前6時～午後10時まで	50デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下
	【夜間】 午後10時～翌日の午前6時まで	40デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下
備考	地域の類型 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域					

○騒音に係る環境基準〈特例〉

地域の類型	幹線交通を担う道路に近接する空間	
基準値	昼間	70デシベル以下
	夜間	65デシベル以下
備考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注) 平成11年4月1日より施行
出典：熊本県環境保全関係基準集

(2) 騒音に係る規制基準

①騒音規制法、熊本県条例に基づく特定工場等（工場・事業場）及び特定作業に係る騒音の基準

時 間		昼 午前 8 時から 間 午後 7 時まで	朝 午前 6 時から午前 8 時まで 夕 午後 7 時から午後 10 時まで	夜 午後 10 時から 間 翌日午前 6 時まで
区 域	第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
	第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
	第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
	第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

- (注) 1 騒音の測定は、工場等の敷地境界線において行います。
 2 熊本県条例に基づく特定工場等及び特定作業の規制地域は、騒音規制法に基づく規制と同じです。

②騒音規制法、熊本県条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準

規制種別	区 域	
	1 号 区 域	2 号 区 域
騒音の大きさの基準値	85 デシベル	
※作業時刻	午後 7 時～午前 7 時までの期間内でないこと。	午後 10 時～午前 6 時までの期間内でないこと。
※1 日の作業時間数	10 時間以内	14 時間以内
※作業する期間	連続して 6 日以内	
※作 業 日	日曜日その他の休日でないこと。	

- (注) 1 特定建設作業に係る騒音の基準は、作業現場の敷地境界線で適用されます。
 なお、規制基準は特定建設作業の騒音のみを対象としています。
 2 法及び条例に基づく規制地域及び区域の区分は同じです。
 3 「※」印の欄の基準は、「災害等の非常事態の発生により緊急に作業の実施、鉄道の運行の確保など」の諸事情等がある場合は、基準が適用されない場合があります。
 出典：「騒音の規制について」（熊本県）

(3) 騒音規制法に基づく自動車騒音に係る騒音の要請限度

①騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく自動車騒音の要請限度

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分			
		昼 間	午前 6 時から 午後 10 時まで	夜 間	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル		55 デシベル	
2	a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70 デシベル		65 デシベル	
3	b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル		70 デシベル	

- (注) 1 幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、要請限度は、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルです。

区域の区分は次のとおりです。

区域	要請限度の区域区分	騒音に係る環境基準の類型区分
a 区域	専ら住居の用に供される地域	AA 地域、A 地域
b 区域	主として住居の用に供される地域	B 地域
c 区域	相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される地域	C 地域
適用除外		

出典：「騒音の規制について」（熊本県）

②令和 6 年度自動車交通騒音調査結果（面的評価）

地点名（路線名）	類型	車線数	等価騒音レベル (db)		評価対象住居等戸数 a=b+c+d+e (戸)	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
			昼間	夜間		b (戸)	c (戸)	d (戸)	e (戸)
三拾町～新松原町 一般国道 3 号	C	4	45	41	7	7	0	0	0
新松原町～松山町 一般国道 3 号	C	4	51	44	34	34	0	0	0
住吉町～網引町 宇土不知火線	C	2	—	—	162	162	0	0	0

資料：自動車騒音常時監視結果報告（宇土市環境交通課）

※宇土不知火線については、自動車の交通量が非常に少なく、評価区間で評価の対象となる全ての住居等について、環境基準の基準値を超過しないことが明らかな区間として評価しました。他 2 区間については、実測により評価を行いました。

なお、3 区間の評価区間には、203 戸の住居等がありますが、全てが基準値内でした。

2. 振動に係る環境基準

（1）振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の基準

時 間		昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
区 域	第 1 種 区 域	60 デシベル	55 デシベル
	第 2 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル

（注）特定工場等に係る振動の規制基準は、工場及び事業所の敷地境界線で適用されます。

(2) 振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の基準

種 別	区 域	
	第 1 号区域	第 2 号区域
振動の大きさの基準値	75 デシベル	
※作業時刻	午後 7 時～午前 7 時までの 時間内でないこと。	午後 10 時～午前 6 時までの 時間内でないこと。
※1 日の作業時間数	10 時間以内	14 時間以内
※作業する期間	連続して 6 日以内	
※休業日	日曜日その他の休日でないこと。	

- (注) 1 「くい打機等を使用する作業」に伴って発生する振動が「75 デシベル」を超える場合は、1 日当たり 4 時間を限度として特定建設作業の実施者に対し作業時間の変更を命ずることができます。
- 2 特定建設作業に係る振動の基準は、作業現場の敷地境界線で適用される基準です。なお、規制基準は特定建設作業の騒音のみを対象としています。
- 3 振動の測定は、「振動加速度レベル」で行います。
- 4 「※」印の欄の基準は、「災害時の非常事態の発生により緊急に作業の実施、鉄道の運行の確保など」の諸事情等がある場合は、基準が適用されない場合があります。

出典：「振動の規制について」（熊本県）

3. 特定施設・特定建設作業の届出状況

(1) 騒音規制法に基づく届出状況

①「騒音特定施設」の種類

金属加工機 械	空気圧縮機 及び送風機	土石用破砕 機等	織 機	建設用資材製 造機械	穀物用製粉機
木材加工機 械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用 射出成型機	鋳造型機	

届出の種類 年 度	② 設置届出数		②使用届出数		③使用全廃届出		④数変更届出		⑤ 工場 等実数	⑥ 施設 数
	工場 等数	施設 数	工場 等数	施設 数	工場 等数	施設 数	工場 等数	施設 数		
平成 27 年度	0	0	0	0	0	0	0	21	130	750
平成 28 年度	3	10	0	0	0	0	0	4	131	764
平成 29 年度	0	0	0	0	0	0	2	2	131	766
平成 30 年度	0	10	0	0	0	0	0	1	134	777
令和 元年度	1	2	0	0	0	0	0	0	135	779
令和 2 年度	3	14	0	0	0	0	0	0	138	793
令和 3 年度	0	0	0	0	0	2	0	3	138	693

令和 4 年度	1	1	0	0	0	0	0	0	140	694
令和 5 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	141	695
令和 6 年度	0	0	0	0	0	0	2	3	141	695

資料：騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法施行状況調査（環境交通課）

②特定建設作業

特定建設作業の種類

くい打機等を使用する作業	びょう打機を使用する作業	さく岩機を使用する作業	空気圧縮機を使用する作業
コンクリートプラント等を設けて行う作業	バックホウを使用する作業	トラクターショベルを使用する作業	ブルドーザーを使用する作業

年 度	届出件数
平成 27 年度	6
平成 28 年度	12
平成 29 年度	19
平成 30 年度	21
令和 元年度	13
令和 2 年度	9
令和 3 年度	5
令和 4 年度	4
令和 5 年度	7
令和 6 年度	5

資料：騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法施行状況調査（環境交通課）

③その他の届出

年 度	届出の種類		
	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出
平成 27 年度	0	0	0
平成 28 年度	0	3	0
平成 29 年度	0	2	0
平成 30 年度	0	3	1
令和 元年度	0	3	1
令和 2 年度	0	0	1
令和 3 年度	0	3	1
令和 4 年度	0	0	0
令和 5 年度	0	4	0
令和 6 年度	0	5	0

資料：騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法施行状況調査（環境交通課）

(2) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

①特定施設

特定施設の種類

石材切断機	セメント製品成型機	木材加工機械	鋳造型機	空気圧縮機等
送風機	クーリングタワー	バーナー	脱水機	段ボール製造機械

届出の種類 年 度	①設置届出		②使用届出		③使用全廃届出		④数変更届出		⑤特定工場等数	⑥特定施設総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
平成 27 年度	0	0	0	0	0	0	3	14	163	803
平成 28 年度	0	8	0	0	0	0	1	2	165	813
平成 29 年度	2	4	0	0	0	0	2	6	172	823
平成 30 年度	1	0	0	0	0	0	1	0	175	828
令和 元年度	1	10	0	0	0	0	0	0	176	838
令和 2 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	176	838
令和 3 年度	0	16	0	0	0	0	0	1	176	853
令和 4 年度	2	4	0	0	0	0	0	0	178	857
令和 5 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	178	857
令和 6 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	178	857

資料：熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行状況調査（環境交通課）

②特定建設作業

種 類 年 度	コンクリートカッター使用作業	掘削機械使用作業	鋼球使用作業
平成 27 年度	0	8	0
平成 28 年度	0	7	0
平成 29 年度	0	16	0
平成 30 年度	0	7	0
令和 元年度	0	1	0
令和 2 年度	0	6	0
令和 3 年度	0	19	0
令和 4 年度	0	9	0
令和 5 年度	0	0	0
令和 6 年度	1	8	0

資料：熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行状況調査（環境交通課）

③特定作業

特定作業の種類

板金作業	製かん作業	橋梁等組立 作業	金属研磨作 業	金属切断作 業	木材切断作業
------	-------	-------------	------------	------------	--------

届出種類 年 度	実施届出数	その他の届出数 (氏名変更・廃止・承継)
平成 27 年度	0	0
平成 28 年度	0	0
平成 29 年度	0	0
平成 30 年度	0	0
令和 元年度	0	0
令和 2 年度	0	0
令和 3 年度	0	0
令和 4 年度	0	0
令和 5 年度	0	0
令和 6 年度	0	0

資料：熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行状況調査（環境交通課）

◆年度別熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく改善勧告等実施状況

特定施設の種類の種類

石材切断機	セメント製品成型機	木材加工機械	鋳造型機	空気圧縮機等
送風機	クーリングタワー	バーナー	脱水機	段ボール製造機械

届出種類 年 度	計画変更勧告・命令		改善勧告・命令	
	勧告までのもの	改善命令まで至 ったもの	勧告までのもの	改善命令まで至 ったもの
平成 27 年度	0	0	0	0
平成 28 年度	0	0	0	0
平成 29 年度	0	0	0	0
平成 30 年度	0	0	0	0
令和 元年度	0	0	0	0
令和 2 年度	0	0	0	0
令和 3 年度	0	0	0	0
令和 4 年度	0	0	0	0
令和 5 年度	0	0	0	0
令和 6 年度	0	0	0	0

資料：熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行状況調査（環境交通課）

特定建設作業の種類

コンクリートカッター使用作業	掘削機械使用作業	鋼球使用作業
----------------	----------	--------

特定作業の種類

板金作業	製かん作業	橋梁等組立作業	金属研磨作業	金属切断作業	木材切断作業
------	-------	---------	--------	--------	--------

年 度	特定建設作業		特 定 作 業	
	改善勧告・命令		改善勧告・命令	
	勧告までのもの	改善命令まで至ったもの	勧告までのもの	改善命令まで至ったもの
平成 27 年度	0	0	0	0
平成 28 年度	0	0	0	0
平成 29 年度	0	0	0	0
平成 30 年度	0	0	0	0
令和 元年度	0	0	0	0
令和 2 年度	0	0	0	0
令和 3 年度	0	0	0	0
令和 4 年度	0	0	0	0
令和 5 年度	0	0	0	0
令和 6 年度	0	0	0	0

資料：熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行状況調査（環境交通課）

拡声機の種類

学校等周辺での拡声機の使用	航空機からの拡声機の使用	音響機器の使用	深夜における営業の制限
---------------	--------------	---------	-------------

年 度	改善勧告・命令	
	勧告までのもの	改善命令まで至ったもの
平成 27 年度	0	0
平成 28 年度	0	0
平成 29 年度	0	0
平成 30 年度	0	0
令和 元年度	0	0
令和 2 年度	0	0
令和 3 年度	0	0
令和 4 年度	0	0
令和 5 年度	0	0
令和 6 年度	0	0

資料：熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行状況調査（環境交通課）

(3) 振動規制法に基づく届出状況

①特定施設

特定施設の種類の種類

金属加工機械	圧縮機	土石用破砕機等	織機	コンクリートブ ロックマシン等
木材加工機械	印刷機械	ロール機	合成樹脂用射出 成形機	鋳型造型機

届出の種類 年 度	①設置届出		②使用届出		③使用全廃届 出		④数変更届出		⑤ 工 場 等 実数	⑥施設数
	工場 等数	施設 数	工場 等数	施 設 数	工場 等数	施 設 数	工場 等数	施 設 数		
平成 27 年度	0	0	0	0	0	0	0	2	49	243
平成 28 年度	0	3	0	0	0	0	0	0	50	246
平成 29 年度	0	0	0	0	0	0	2	2	50	248
平成 30 年度	0	8	0	0	0	0	0	0	52	256
令和 元年度	1	1	0	0	0	0	1	2	54	259
令和 2 年度	3	12	0	0	0	0	0	0	57	271
令和 3 年度	0	2	0	0	0	0	0	0	57	271
令和 4 年度	1	1	0	0	0	0	0	0	58	272
令和 5 年度	0	0	0	0	0	0	0	1	59	273
令和 6 年度	0	0	0	0	0	0	1	1	59	273

資料：騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法施行状況調査（環境交通課）

②特定建設作業

特定建設作業の種類

くい打機等を使用す る作業	鋼球を使用して破壊 する作業	舗装版破砕機を使用 する作業	ブレーカーを使用する 作業
------------------	-------------------	-------------------	------------------

年 度	届出件数
平成 27 年度	3
平成 28 年度	4
平成 29 年度	7
平成 30 年度	13
令和 元年度	3
令和 2 年度	5
令和 3 年度	3
令和 4 年度	2
令和 5 年度	9
令和 6 年度	10

資料：騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法施行状況調査（環境交通課）

③その他の届出

年 度	届出の種類			
	防止の方法 変更届出	使用の方法 変更届出	氏名等 変更届出	承継届出
平成 27 年度	0	0	0	0
平成 28 年度	0	0	2	0
平成 29 年度	0	0	2	0
平成 30 年度	0	0	3	1
令和 元年度	0	0	3	1
令和 2 年度	0	0	0	0
令和 3 年度	0	0	2	1
令和 4 年度	0	0	0	0
令和 5 年度	0	0	4	0
令和 6 年度	0	5	1	0

資料：騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法施行状況調査（環境交通課）

第6章 悪臭、土壌汚染、化学物質

1. 悪臭防止法に基づく県規制状況

悪臭は悪臭防止法によって規制されています。悪臭防止法は、事業活動に伴って悪臭を発生している工場や事業場に対して必要な規制を行うとともに悪臭防止対策を推進させることにより、住民の生活環境を保全することを目的として昭和46年に制定された法律です。

悪臭公害の主要な原因となっている物質として、下表の特定悪臭物質(22物質)が指定されています。都道府県知事、政令指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が当該地域または当該区域の実状に応じて臭気強度2.5~3.5の範囲内で敷地境界線上の規制基準(1号基準)を定めます。

悪臭防止法に基づく県規制状況規制地域内の事業場の敷地境界線の規制基準については、下欄に示します。ノルマル酪酸については臭気強度3.5、その他の特定悪臭物質については、臭気強度2.5に相当する値となっています。

悪臭防止法に基づく規制地域の見直しにより平成22年5月1日から県内全域が規制地域となっています。また、悪臭防止法の改正により、平成24年度から規制地域の指定や規制基準の設定等の権限が市へ委譲されています。

しかし、悪臭苦情は、同時に複数の物質がかかわってくる 경우가多く、悪臭物質ごとの濃度規制では問題解決が困難な場合があります。

◆臭気強度と特定悪臭物質濃度

(単位: ppm)

悪臭物質 臭気強度	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン	アセトアルデヒド	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルバレルアルデヒド
2.5	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009
3	2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02	0.1	0.1	0.03	0.07	0.02
3.5	5	0.01	0.2	0.2	0.1	0.07	0.5	0.5	0.08	0.2	0.05
施行年月日	S49. 3. 1				S53. 4. 1	S49. 3. 1	S53. 4. 1	H8. 1. 1			

悪臭物質 臭気強度	デヒド イソバレルアル	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチ ルケトン	トルエン	スチレン	キシレン	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸
2.5	0.003	0.9	3	1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009	0.001
3	0.006	4	7	3	30	0.8	2	0.07	0.002	0.002	0.004
3.5	0.01	20	20	6	60	2	5	0.2	0.006	0.004	0.01
施行 年月日	H18.1.1					S53 4.1	H8 1.1	H3.6.1			

○=熊本県の規制基準

出典：熊本県環境保全関係基準集

6段階臭気強度表示法

臭気強度	内 容	熊本県が基準値として している臭気強度
0	無臭	
1	やっと感知できるにおい（検知閾値）	
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい（認知閾値）	
2.5	2と3の中間値	A地域の基準（ノルマル酪酸以外）※宇土市
3	らくに感知できるにおい	B地域の基準（ノルマル酪酸以外）
3.5	3と4の中間値	ノルマル酪酸の基準
4	強いにおい	
5	強烈なにおい	

出典：熊本県環境保全関係基準集

★特定悪臭物質：規制物質

悪臭防止法で次の22物質が特定悪臭物質として規制がなされています。

特定悪臭物質名	化学式	臭いの性質	主な発生源事業場
アンモニア	NH ₃	し尿のような臭い	畜産事業場、化学肥料工場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場など
メチルメルカプタン	CH ₃ SH	腐ったたまねぎ臭	クラフトパルプ製造業、医薬品製造業、化製場、でん粉製造業、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場など
硫化水素	H ₂ S	腐った卵臭	畜産事業場、クラフトパルプ製造業、セロファン製造業、レーヨン製造業、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場など

硫化メチル	$(\text{CH}_3)_2\text{S}$	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造業、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場、石油精製業など
二硫化メチル	CH_3SSCH_3	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場など
トリメチルアミン	$(\text{CH}_3)_3\text{N}$	腐魚臭	畜産事業場、魚腸骨処理場、複合肥料製造業、化製場、水産缶詰製造業など
アセトアルデヒド	CH_3CHO	青ぐさい刺激臭	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニール製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理場など
プロピオンアルデヒド	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	甘酢っぽい焦げた刺激臭	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場など
ノルマルブチルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$		
イソブチルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$		
ノルマルバレルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$	むせるような甘酢っぽい焦臭	
イソバレルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$		
イソブタノール	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	刺激的な発酵臭	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル	$\text{CH}_3\text{CO}_2\text{C}_2\text{H}_5$	シンナーのような刺激臭	
メチルイソブチルケトン	$\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$		
トルエン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$	ガソリン臭	
スチレン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}=\text{CH}_2$	都市ガスのような臭	スチレン製造工場、ポリスチレン製造加工工場、SBR 製造工場、FRP 製品製造工場、化粧合板製造工場など
キシレン	$\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$	ガソリン臭	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場など

プロピオン酸	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	酢っぱい刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工業など
ノルマル酪酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$	汗臭	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食糧品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	むれた靴下臭	
イソ吉草酸	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$		

出典：熊本県環境保全関係基準集

2. 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 l につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 l につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 l につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 l につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 l につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 l につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 l につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 l につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 l につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 l につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 l につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 l につき 0.003 mg 以下であること。

チオベンカルブ	検液 1 ℓにつき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 ℓにつき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 ℓにつき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 ℓにつき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 ℓにつき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 ℓにつき 0.05 mg 以下であること。
<p>備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては別に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の地下水の濃度がそれぞれ 0.003、0.01、0.05、0.01、0.0005、0.01、0.8 及び 1 mg/ℓ を超えていない場合には、それぞれ 0.009、0.03、0.15、0.03、0.0015、0.03、2.4 及び 3 mg/ℓ とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、別に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

出典：環境省ホームページ

項 目	環 境 上 の 条 件
ダイオキシン類	土壌 1 g につき 1,000 pg-TEQ 以下であること。
<p>備考 1 ダイオキシン類の基準は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。また、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>	

出典：熊本県環境保全関係基準集

★宇土市における土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域

- 1 要措置区域：該当なし
- 2 形質変更時要届出区域

台帳整理番号	指 定年月日	指定番号	所在地	面積	基準に適合していない特定有害物質の種類	施行規則第 58 条第 5 項第 10 号から第 13 号までのうち該当するもの
H24-003	H24. 6. 15	指-005	宇土市三拾町字野原町 169 番 1、170 番、171 番 1、 172 番 1 及び 172 番 2 並びに 壱町田 222 番 1 及び 223 番 1 の各一部	7,482 m ²	ふっ素及びその化合物	第 10 号（自然由来特例区域）※1

H25-002	H26. 3. 7	指-007	宇土市三拾町 100 番 1	16, 347 m ²	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	第 10 号（自然由来特例区域）※1
R03-001	R3. 7. 9	指-011	宇土市築籠町字道下 221 番 1、221 番 3、北段原町字庄部 230 番 1、築籠町字庄部 233 番 1、馬之瀬町字庄部 459 番 1、555 番 2 の各一部	24, 372 m ²	六価クロム化合物、シアン化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	該当なし
R04-002	R4. 10. 25	指-013	宇土市築籠町字道下 221 番 1、221 番 3、221 番 6、221 番 6 地先水路、北段原町字庄部 230 番 1、230 番 2、築籠町字庄部 233 番 1、馬之瀬町字庄部 555 番 2、555 番 5、北段原町字島ノ内 229 番 1、229 番 2 の各一部	9, 201 m ²	シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	該当なし
R06-002	R7. 1. 31	指-015	宇土市北段原町字庄部 230 番 2 の一部	50 m ²	水銀及びその化合物	該当なし

※1 自然由来特例区域：汚染状態が専ら自然由来と認められる区域。

3. 化学物質

有害大気汚染物質対策としては、平成 9 年（1997 年）に大気汚染防止法が改正され、低濃度であっても、長期的に暴露されると発がん性等の健康影響の可能性があるとされる「有害大気汚染物質」の規定が追加されました。さらに、平成 22 年（2010 年）には、対象化学物質の見直しが行われ、現在、248 物質が指定されています。このうち、人への健康リスクが高く、優先的に取り組むべき物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン等 23 物質が優先取組物質として設定されました。

優先取組物質のうち、人の健康被害を防止するため排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンが指定され、これら 4 物質に環境基準が定められています。このほか、水銀等 9 物質に指針値が設定されています。

なお、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、「労働安全衛生法」、「毒物及び劇物取締法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等化学物質に関わる取り締まりや規制に関する法律は数多くあり、それぞれの目的に応じてきめ細やかな法対応が組み立てられています。

第7章 廃棄物処理

1. ごみ処理の状況

本市では平成13年4月から有料指定袋制度を導入し、燃えるごみ、燃えないごみを市の指定袋で収集を行っています。

しかし、令和6年4月から燃えないごみの分別収集を開始したため、燃えないごみの指定袋を廃止し、コンテナ収集に変更しています。

指定袋は、市が販売を許可した指定小売店（スーパーマーケット、ホームセンター、コンビニエンスストア等）市内75店舗（令和7年3月現在）にて販売しています。

(1) ごみの収集

・燃えるごみ

各地区の可燃物置場に出されたごみを週2回収集しています。

・埋立ごみ・小型家電類及び50cm以上のプラスチック製品ごみ（製品プラスチック）

各地区の埋立ごみ・小型家電類置場に出されたごみを月1回収集しています。

・プラスチック製容器包装ごみ（廃プラスチック）及び50cm未満のプラスチック製品ごみ

各地区の可燃物置場に出されたごみを週1回収集しています。

(2) 有料指定袋の種類と販売価格

(令和7年3月現在)

	1枚当たり	1ロール（10枚巻）	販売開始時期
可燃用大袋（45ℓ）	35円	350円	平成14年4月
可燃用中袋（30ℓ）	20円	200円	平成13年4月
可燃用小袋（20ℓ）	13円	130円	平成13年4月
粗大ごみ処理券	100円	500円（5枚）	平成13年4月

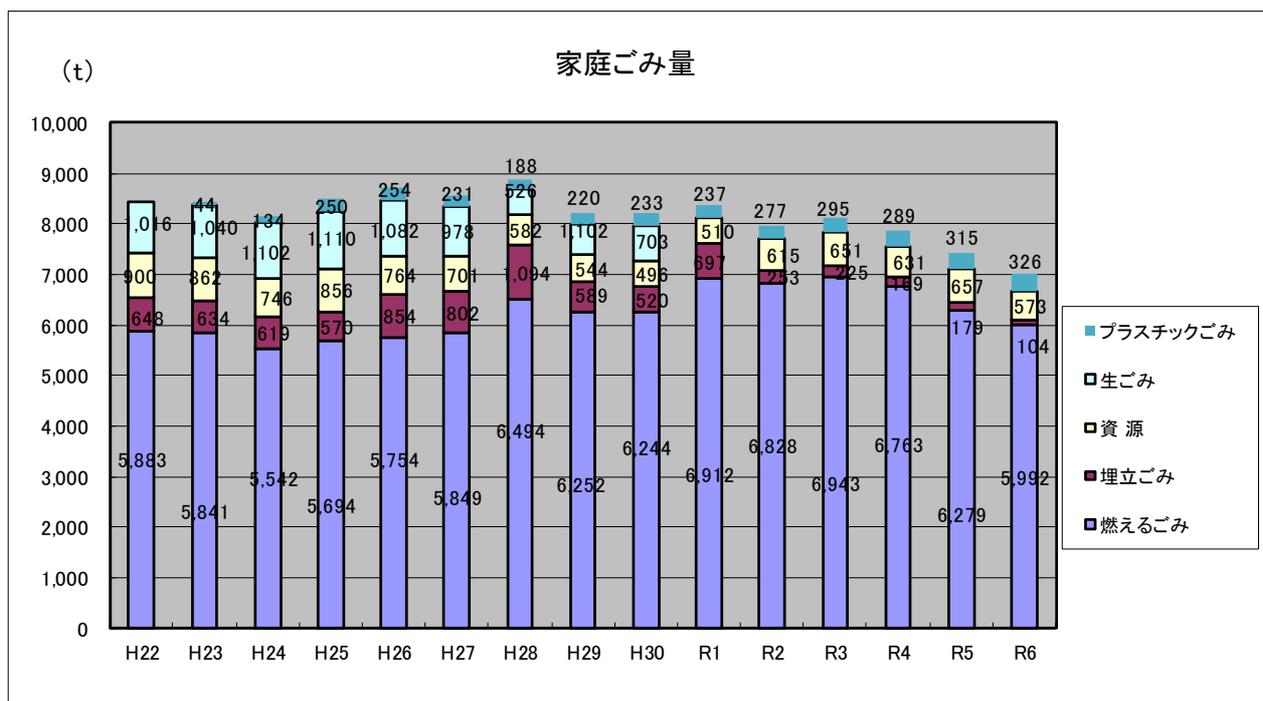
(3) 家庭ごみ量の経年推移

本市では、平成15年度からリサイクルを目的とした生ごみの分別収集を行っていましたが、平成31年3月11日、処理施設の受け入れ中止により生ごみの収集を中止しました。それ以降、生ごみは燃えるごみとして収集しています。

また、廃プラスチックの分別収集は平成24年4月から行っています。さらに、製品プラスチックの分別収集を令和5年4月から開始しています。

令和6年4月からは燃えないごみの分別収集を開始しています。

平成19年度は6,170tであった燃えるごみの量について、平成21年度から平成27年度は6,000t以下となっていました。平成28年度の熊本地震以降は、6,000tを超えている状況です。



(4) 搬入ごみ処理手数料

搬入ごみ処理手数料金
重量 10 kg 当たり 200 円

搬入先：(有)CSネットワーク 所在地：熊本県宇土市松山町 3941 番地
 宇城クリーンセンター 所在地：熊本県宇城市松橋町萩尾 1775 番地 3

処理施設：宇城クリーンセンター 所在地：熊本県宇城市松橋町萩尾 1775 番地 3

2. 資源ごみの分別収集

資源ごみの分別収集は、ごみの再資源化を目的として、平成 10 年 1 月より 6 品目から開始し、平成 12 年 4 月からは 13 品目に増やし、平成 24 年 4 月からは廃食用油等を追加、令和 6 年 4 月からは生きびんを廃止し、金属類・小型家電類を追加して、現在は 15 品目の分別収集を行っています。また、「資源ごみの日」の収集はステーション方式で、月に 1 回収集を実施しています。

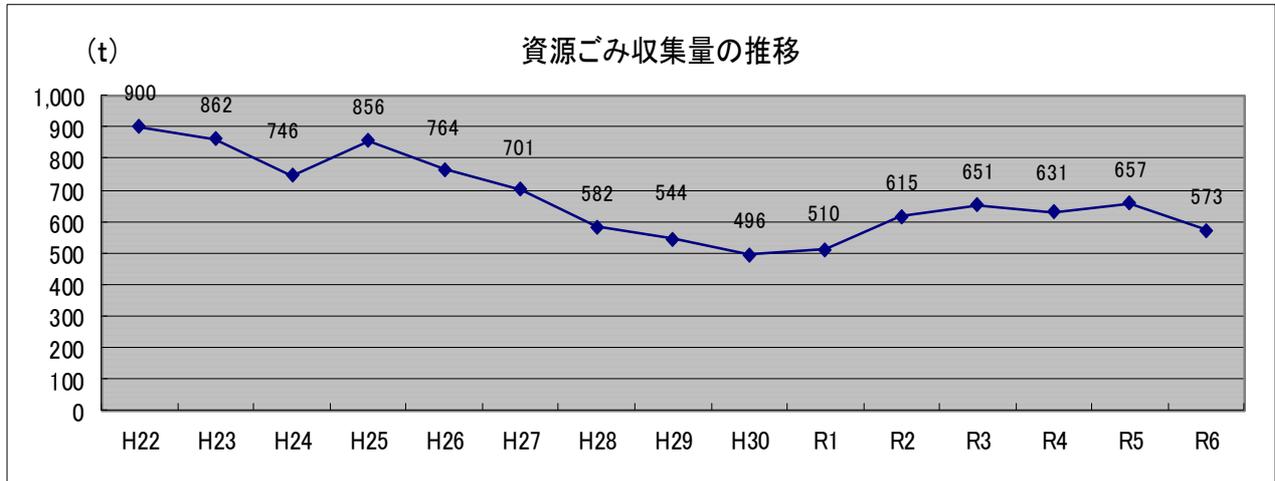
(1) 資源ごみの収集品目

分別品目	収集容器等	分別品目	収集容器等
①新聞紙	青コンテナ	⑨その他の色びん	青コンテナ
②雑誌・紙箱類		⑩ペットボトル	回収ボックス
③段ボール		⑪紙パック	拠点回収
④布類	⑫蛍光灯類・乾電池・ 水銀体温計・血圧計		
⑤アルミ缶	回収ボックス	⑬インクカートリッジ	拠点回収
⑥スチール缶		⑭廃食用油	

⑦透明びん	青コンテナ	⑮金属類・小型家電類	青コンテナ
⑧茶色びん			

(2) 資源ごみ収集量の推移

資源回収量は平成 19 年度以降、減少傾向にありましたが、令和元年度から増加傾向にあります。



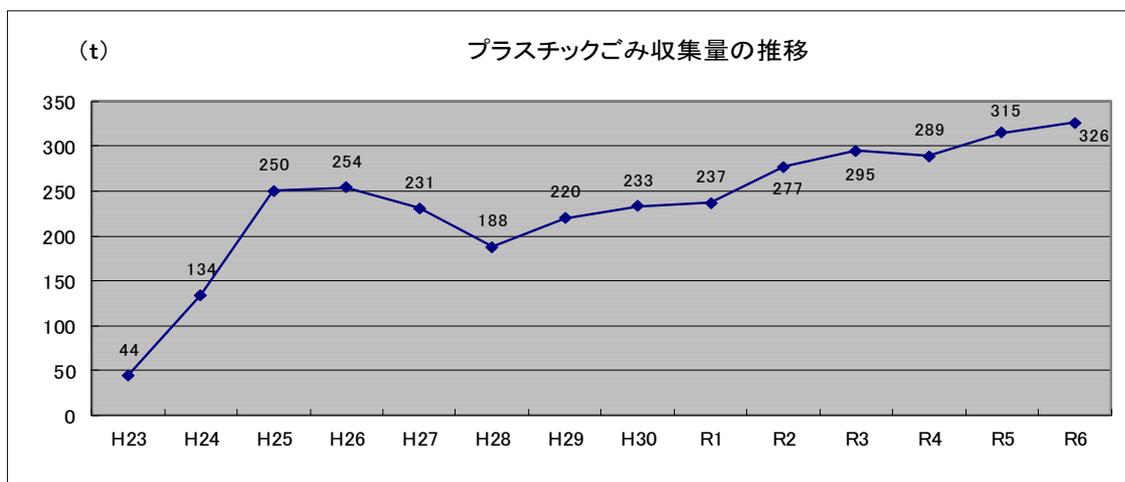
資料：宇土市環境交通課

3. プラスチックごみの分別収集

本市では、平成 24 年 4 月から廃プラスチックの分別収集を開始しました。また、令和 5 年 4 月から製品プラスチックの分別収集も開始しています。

各地区の燃えるごみ置場及び埋立ごみ・小型家電類置場に排出された廃プラスチック及び製品プラスチックを、収集業者が中間処理業者に運びます。中間処理後、エコポート九州に運搬されます。

エコポート九州では、運搬された廃プラスチック及び製品プラスチックを固形燃料やプラスチックマテリアル等にリサイクルしています。令和 6 年度のリサイクル量は約 203 トンとなっています。



4. 収集運搬許可業者・処分許可業者一覧

(1) 収集運搬許可業者一覧

番 号	社 名	代表者	廃棄物の種類
1	(有)宇土環境	安達英知	し尿及び浄化槽汚泥 事業系一般廃棄物
2	(有)江口衛生社	本田勝雄	し尿及び浄化槽汚泥 事業系一般廃棄物
3	(有)緒方清掃	緒方郁夫	事業系一般廃棄物
4	(有)タケシタ	竹下博徳	事業系一般廃棄物
5	(株)オカムラ	岡村健志	事業系一般廃棄物
6	(株)西原商店	西原 哲	事業系一般廃棄物
7	(有)CSネットワーク	柴田真美	事業系一般廃棄物
8	(株)松清	上野省三	事業系一般廃棄物
9	(社)宇土市シルバー人材センター	谷崎淳一	事業系一般廃棄物
10	(有)永野商店	永野順也	事業系一般廃棄物
11	(株)カネムラエコワークス	金村康平	事業系一般廃棄物
12	金岡商店(株)	金岡慶大	事業系一般廃棄物
13	(株)津田	津田昭彦	事業系一般廃棄物

資料：宇土市環境交通課

(2) 処分許可業者一覧

番号	社 名	代 表	処理の 種 類	処理対象物
1	(有)緒方清掃	緒方郁夫	選別 圧縮	廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類、金属くず、ゴムくず、木くず、紙くず、繊維くず、廃油、廃バッテリー
2	(株)カネムラエコワークス	金村康平	切断 圧縮 破砕	廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くず、ゴムくず、木くず、金属くず、紙くず
			焼却	廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くず、ゴムくず、木くず焼却灰
3	(有)CSネットワーク	柴田真美	破砕	木くず、草
4	熊本宇城農業協同組合 宇土健康土づくりセンター	丸田博雄	堆肥化	野菜くず、生ごみ

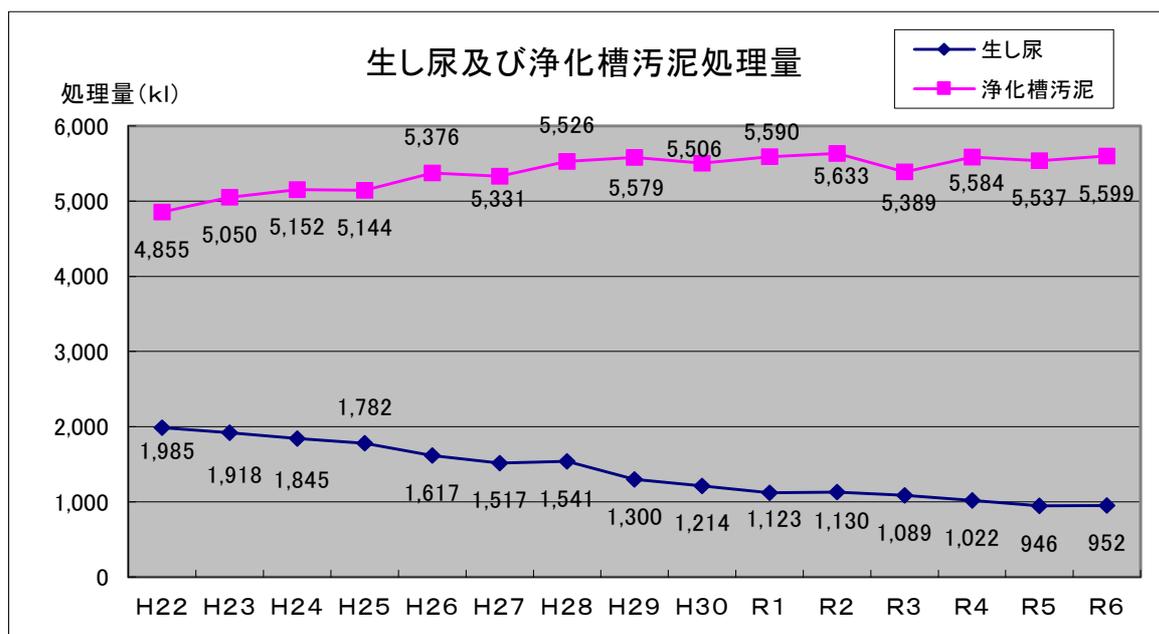
5. し尿処理の状況

(1) し尿処理施設

宇城広域連合浄化センターは、昭和40年度に建設された計画処理量45kℓ/日（嫌気性消化）のし尿処理施設で昭和41年度に稼動を開始しました。その後、人口の増加や収集量の増加及び排出規制の強化等に対応するため昭和46年度に100kℓ/日（嫌気性消化）、昭和55年度に55kℓ/日（好気性消化）の増改造や、平成9年度に凝集沈殿処理設備の新設を行い、計画処理量200kℓ/日の施設となりました。さらに、施設の老朽化に伴い新し尿処理施設を浄化センターの敷地内にスクラップアンドビルド方式により建設し、宇城広域連合環境再生センターに改名しました。環境再生センターは、令和3年4月1日から供用開始しています。

当該施設の宇土市における処理量は令和6年度実績で、生し尿952kℓ、浄化槽汚泥5,599kℓ、全体で6,551kℓとなっており、下水道及び浄化槽の普及に伴い、生し尿の量は減少傾向にあります。

生し尿、浄化槽汚泥の処理により発生する汚泥は助燃剤化し、ごみ焼却施設の燃焼を助けています。



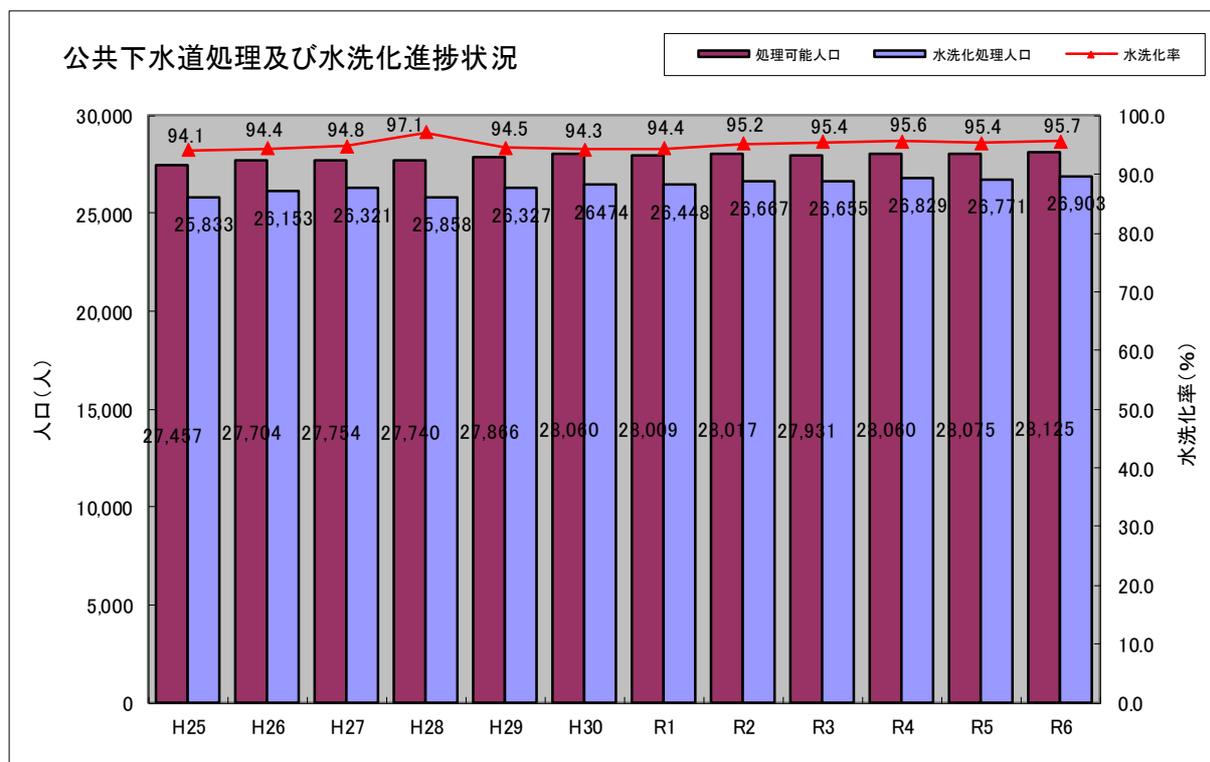
資料：宇土市環境交通課

(2) 公共下水道

宇土市の公共下水道は全体計画及び認可計画に基づき、計画区域内の下水道整備を行っています。

		全体計画	認可計画
下水道目標年次		令和 17 年	令和 10 年 3 月 31 日
排除方式		分流式	分流式
処理区域面積 (ha)		1,039	960
処理人口 (人)		27,400	27,500
終末処理場	処理方式	循環式硝化脱窒法等 +凝集剤添加	循環式硝化脱窒法等 +凝集剤添加
	敷地面積 (㎡)	52,860	52,860
	処理能力 (㎥/日)	19,500	19,100
	放流水質 BOD (mg/l)	15	15
	放流水質 SS (mg/l)	15	15

また、令和 6 年度末の整備状況としては下水道処理可能人口 28,125 人、水洗化処理人口 26,903 人及び水洗化率（処理可能世帯数／区域内世帯数）95.7%となっています。



資料：宇土市上下水道課

(3) 漁業集落排水施設

宇土市では、平成 12 年度から戸口地区及び辺田目地区において、漁業集落排水施設整備事業を行っており、本地区の基幹産業である漁業振興を図るため、集落内のし尿や生活排水などの汚水を収集・処理する汚水処理施設を整備しています。令和 6 年度末の整備状況は整備人口 383 人、漁業集落排水区域内の普及率は 59.5%となっています。

① 事業概要

ア 管路 L=5,230 m

イ 処理場 1 箇所

- ・計画処理人口 930 人
- ・計画 1 日最大汚水量 727 m³/日
- ・計画 1 日平均汚水量 252 m³/日
- ・供用開始日 平成 21 年 4 月 1 日

ウ 流入水質及び放流水質

流入水質	放流水質基準
COD 100 mg/L	COD 20 mg/L
SS 200 mg/L	SS 15 mg/L

(4) 浄化槽

① 宇土市浄化槽設置事業補助金交付制度

宇土市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため「宇土市浄化槽設置事業補助金交付要綱」に基づき、浄化槽設置整備に対し、昭和 63 年度から補助金を交付しています。

平成 12 年の浄化槽法の改正（平成 13 年施行）により、単独浄化槽の設置が原則禁止となっています。また、単独浄化槽の使用者は合併浄化槽への転換に努めなければならないとされています。しかしながら、市内にはまだ多くの単独浄化槽が設置されています。

水質汚濁の要因としては未処理の生活雑排水の流入が挙げられますが、単独浄化槽はトイレの汚水だけを処理し、風呂や台所などの生活雑排水は未処理のまま中小水路に流されるため、合併浄化槽への転換を推進していく必要があります。宇土市では平成 24 年度から単独浄化槽を合併浄化槽へ転換する場合に、単独浄化槽の撤去に対して補助金を支給していましたが、より一層合併浄化槽への転換を促すために、平成 26 年度からは既存の単独浄化槽又はくみ取り便所から合併浄化槽に転換する場合の撤去費用や消毒などに要する費用へと補助対象を拡げ、さらに令和 2 年度からは既存単独浄化槽から合併浄化槽に転換する場合の宅内配管工事に要する費用を設置費とは別に補助しており、令和 4 年度からはくみ取り便所からの転換にも宅内配管工事に要する費用の補助をしています。なお、補助限度額については次ページのとおりとなっています。

② 補助金の限度額

- ・設置費

設置する人槽により補助限度額が定められています。

(合併浄化槽の設置にかかる費用)

人槽区分	補助限度額	人槽算定の基準
5人槽	332,000円	延べ床面積130平方メートル以下
7人槽	414,000円	延べ床面積130平方メートル超
10人槽	548,000円	延べ床面積130平方メートル超かつ台所及び浴室が2か所以上

・転換（撤去前の清掃、消毒費用に対する補助）

転換後の人槽区分	補助限度額
5人槽	166,000円
7人槽	207,000円
10人槽	274,000円

・転換（撤去費用に対する補助）

転換前施設	補助限度額
単独浄化槽	120,000円
くみ取便所	90,000円

・宅内配管工事

転換前施設	補助限度額
単独浄化槽 くみ取り便所	300,000円

① 実績状況（補助金額、補助設置基数）

浄化槽設置における国、県からの補助金額及び設置基数については下記のとおりです。

ア 浄化槽補助金調

(単位：円)

年度	歳入（国）	歳入（県）	歳出（市）
平成24年度	6,576,000	10,476,000	30,075,000
平成25年度	10,371,000	8,277,000	24,162,000
平成26年度	9,753,000	7,227,000	20,589,000
平成27年度	0（基金からの繰入）	4,900,000	14,842,000
平成28年度	7,432,000	3,910,000	11,716,000
平成29年度	11,291,000	6,472,000	19,399,000
平成30年度	6,016,000	4,270,000	13,818,000
令和元年度	3,924,000	3,320,000	9,881,000
令和2年度	0（基金からの繰入）	4,607,000	13,369,000
令和3年度	7,876,000	4,754,000	12,894,000
令和4年度	6,383,000	7,782,000	21,273,000
令和5年度	7,876,000	8,499,000	23,281,000
令和6年度	7,876,000	6,347,000	17,445,000

資料：宇土市環境交通課

※歳入（国）は設置費に対する補助（交付金）

歳入（県）は設置費補助＋単独槽及び汲み取り便所からの転換に対する補助（補助金）

イ 浄化槽設置基数（補助金申請分）

（単位：基数）

人槽 設置基数	5	7	10	計
平成 24 年度	30	35	2	65
平成 25 年度	15	31	2	48
平成 26 年度	25	17	0	42
平成 27 年度	17	14	1	32
平成 28 年度	17	10	2	29
平成 29 年度	34	13	0	47
平成 30 年度	27	11	1	39
令和 元年度	21	4	1	26
令和 2 年度	24	9	0	33
令和 3 年度	32	5	0	37
令和 4 年度	36	5	0	41
令和 5 年度	38	5	0	43
令和 6 年度	34	4	0	38

資料：宇土市環境交通課

④清掃業許可業者一覧

業 者 名	住 所
有限会社 宇土環境	熊本県宇土市新松原町 213
有限会社 江口衛生社	熊本県宇土市松原町 391

第8章 地球環境問題への取組

1. 地球温暖化防止実行計画 【平成15年9月第1次計画作成】

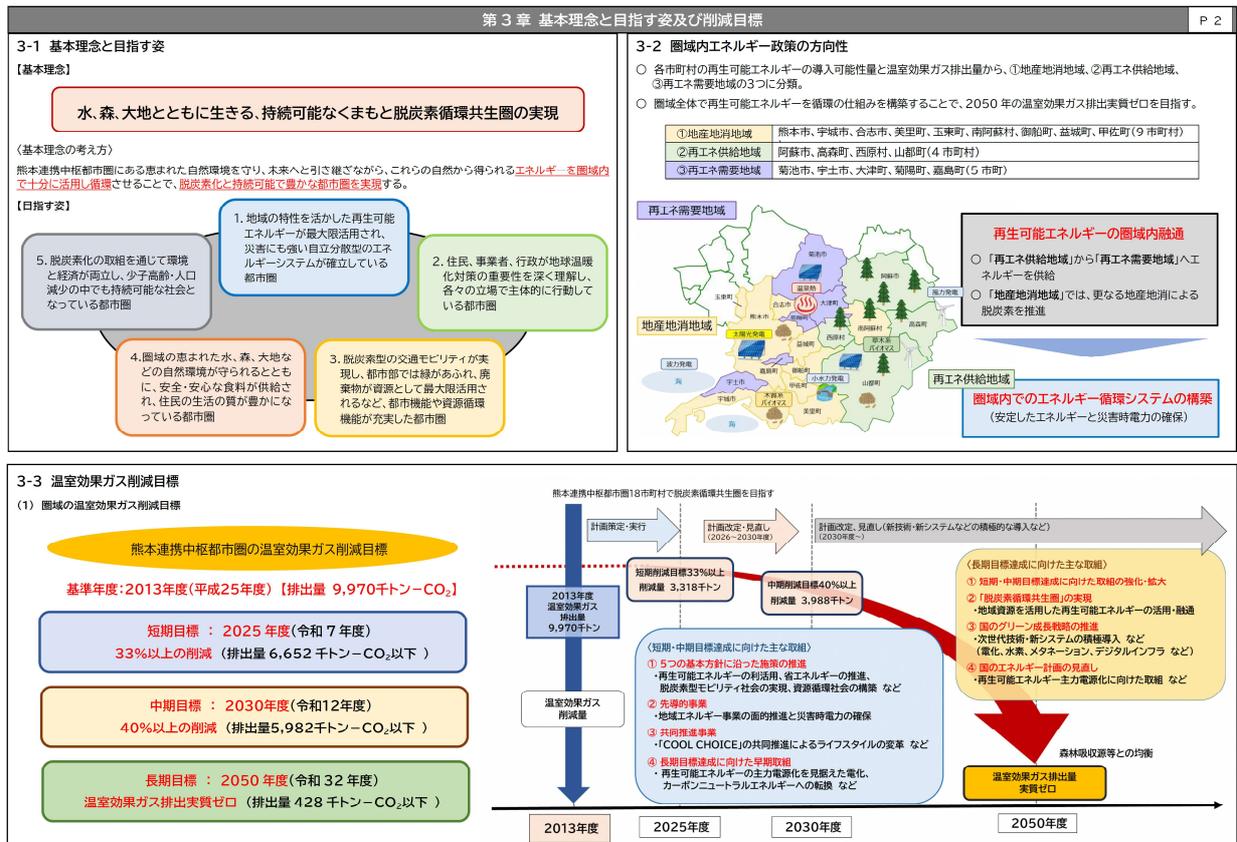
地球温暖化防止行動を促進する目的から、地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の第一次計画を平成15年9月に策定しました。

その後、令和5年3月に第5次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、基準年度を平成25年度として令和5年度から令和12年度までの温室効果ガス総排出量を50%削減することを目標としています。

また、熊本連携中枢都市圏を構成する18市町村で地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を令和2年度に策定しました。さらに、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定した18市町村で2050年CO₂排出実質ゼロを目指すことを令和2年1月に宣言しました。

加えて、これまで以上に体系的かつ総合的に地球温暖化対策を推進するため、令和6年3月に宇土市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。

なお、上記計画の対象物質は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で規定されている二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7物質とします。



・削減対象となる温室効果ガスの発生源

種 類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	石油など化石燃料の燃焼に伴って発生するものが全体の 9 割以上を占め、温暖化への影響が大きい。
メタン (CH ₄)	家畜の反すう、ふん尿、水田耕作、ガソリン・軽油などの燃焼によって発生する。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの冷媒、断熱発泡剤などに使用
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造プロセスでの反応ガスなどとして使用
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体の洗浄用として使用

2. 環境マネジメントシステム (EMS) への取組

(1) 市の取組

平成 15 年 3 月 27 日、宇土市役所は ISO14001 認証を取得しました。

ISO14001 とは、ISO14000 シリーズの中核となります。環境目標を設定し、達成する仕組みを導入し、運用することを要求するものです。

組織は、この規格に基づいて、各自のシステムをつくり実行します。実行されたそのシステムは第三者機関（審査登録機関）にチェックされ、ISO14001 の要求事項を満たしていると判断された場合、認証機関（日本適合性協会）による認証を取得することができます。認証取得をして登録を受けた後は、1 年に 1 回の定期審査、そして 3 年に 1 回の更新審査を受ける必要があります。認証取得したらそれで終わりではなく「組織の人々全員が環境意識をもち、環境影響を継続的に改善する努力を続けていく」ことが求められます。

市役所は、市内でも大規模な事業所のひとつです。また、市民生活全般に関わる様々な事業を実施しており、市民や事業者との環境への関わりも深く、影響力は非常に大きなものがあり、市役所が ISO14001 を通じて、率先して地球温暖化防止などの環境問題に対して取り組むことで、市内の事業所や市民一人ひとりに対する意識啓発につなげたいと考えています。

ISO14001 への取組は、一般的にいろいろな効果を生むことが想定されています。主なものとして、次のような効果が挙げられます。

- ・地球環境の保全への貢献
- ・省資源・省エネによるコスト削減等の行政改革につながる効果
- ・PDCA サイクルの確立による行政運営上のリスク管理につながる効果
- ・率先実行による住民意識の啓発につながる効果

本市における ISO14001 マネジメントシステム導入は、市役所自らが、環境負荷の低減に配慮した行動を率先実行することによって、市民や事業者に対し協力を呼びかけ、これら

の方々との協働による環境負荷の少ないまちづくりを行うことで、最終的に地球環境の保全に貢献することを目的としています。

したがって、最終的な効果を地球環境保全への貢献（CO₂の削減率など）としても第1義的效果として期待するところは、職員自身の意識改革であり、職員自身はその活動を通じて、市民や事業者へ環境負荷の低減に配慮した行動を呼びかけ、これらの方々の賛同と協力を得ることです。

(2) 環境マネジメント自己宣言

宇土市が平成15年に認証取得した環境ISOの認証取得が平成21年3月で終了しました。

これに伴い、宇土市では環境ISO認証を取得して6年が経過し、ノウハウを蓄積できたと判断し、これまでの事業の成果を踏まえ、認証の更新は行わず、市独自による環境方針に基づいた環境ISOへの取組を実践・推進していくこととし、平成21年4月1日に自己宣言をしました。

● ISO14001 認証取得から自己宣言までの流れ

年月日	項 目
平成14年6月11日	ISO14001 認証の取得と普及に着手することを宣言
平成14年8月19日	第1回環境推進員研修会
平成14年9月1日～27日	環境影響評価調査
平成14年9月6日	職員研修会
平成14年9月9日	環境調整会議研修会
平成14年10月5日	法令等要求事項の登録
平成14年10月10日	日本検査キューエイ株式会社（JICQA）と審査登録契約
平成14年10月10日～15日	著しい環境側面の登録
平成14年10月21日	宇土市環境調整会議開催
平成14年10月21日	環境方針策定
平成14年10月23日	宇土市環境目的・目標設定
平成14年10月25日	宇土市環境管理プログラム策定
平成14年10月28日	緊急事態一覧策定
平成14年11月1日	環境マネジメントシステム（EMS）仮運用開始
平成14年11月7日	環境管理マニュアル作成
平成14年11月22日	第2回環境推進員研修会
平成14年11月28日	内部環境監査員養成講座
平成14年12月9日	内部環境監査員の登録 庁内の内部環境監査員（17名）による監査
平成14年12月13日	予備審査
平成14年12月18日	内部環境監査（1次）
平成15年1月14日	内部環境監査（2次）
平成15年1月20日	第1段階審査（初動審査） 本審査に向けての注目点抽出
平成15年2月24日～25日	第2段階審査（本審査）

平成 15 年 3 月 27 日	判定委員会において認証取得を承認
平成 15 年 3 月 27 日	ISO14001 認証登録
平成 15 年 4 月 18 日	登録証授与式
平成 18 年 3 月 27 日	ISO14001 認証登録更新
平成 21 年 4 月 1 日	環境マネジメント自己宣言

(3) 環境マネジメントシステムの適用範囲

- ①適用業務 宇土市のオフィス活動、事務事業及び公共事業
- ②適用施設 宇土市内に所在する市が直接管轄する建物及びそれに付随する施設に適用します。
- ③適用職員 環境管理マニュアル「(3)適用組織」に示す部局に属する市職員（再任用職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員及び派遣職員を含む。）及び市のために働く全ての人（市の施設内で作業する請負業者、納入業者）に適用します。

④その他

市施設内に所在する次の事業所等（以下「協力団体」という。）については、登録対象範囲外とします。ただし、環境管理責任者は、文書により環境管理マニュアルの部分的な適用について協力を要請します。

- ア 職員組合事務所
- イ 肥後銀行宇土市役所出張所
- ウ 日本管財（終末処理場）
- エ 九州総合サービス（給食センター）
- オ NPO 法人宇土の文化を考える会（市民会館）
- カ NPO 法人宇土スポーツクラブ（市民体育館）

(4) 適用規格

環境管理マニュアルで適用する規格は、「JIS Q 14001:2004 (ISO14001:2004) 環境マネジメントシステム—仕様及び利用の手引—」とします。

(5) 環境方針

宇土市のオフィス活動、事務事業、公共事業に関して、環境の保全と創造の取組を継続的に推進するため、基本理念及び基本方針等を含む環境方針を定め、職員及び市のために働く全ての人に周知しています。

環 境 方 針

1 基本理念

宇土市は、優れた自然と数多くの歴史的な文化遺産を有しています。これらの貴重な財産を未来の市民に引き継ぐために、環境と共生する「みんなでつくろう元気な宇土市」を目指しています。

「宇土市環境基本条例」では、行政、事業者、市民それぞれの役割を明らかにすると共に、環境の保全及び創造に関する基本的事項を定めて総合的かつ計画的に取り組んでいます。

これらの取り組みをより実効性のあるものにするため、ISO14001規格に適合する環境管理システムを導入し、環境への配慮の徹底を図ります。また、自らの責任と自覚の下、ISO14001規格への適合を自己決定・自己宣言し、市職員が率先して推進に努めてまいります。

2 基本方針

次に掲げる事項の中から具体的な目的・目標を定め、その実現に向けたプログラムを実行し、継続的に改善を進めると共に、環境関係法令を遵守し、環境汚染の未然防止を図ります。

(1) 宇土の特性を生かす自然と共生した環境にやさしいまちづくり

ゆたかな水を大切にし、きれいな空気を保ち、健康に良いまちづくりを目指すと共に、情緒漂う都市景観を形成していきます。

(2) 環境保全活動にすべての主体が協同する地域社会の形成

市民、事業者、行政がそれぞれの立場に応じた取り組みを進めるため、市役所自ら環境保全活動を進めるほか、環境問題について市民に対する普及・啓発活動や事業者に対する支援を行います。

(3) 循環を基調とする環境調和型社会の実現

廃棄物の発生抑制やリサイクルなどの施策を推進し、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムを変革し、環境への負荷を抑えた循環型社会を構築します。

(4) 事務事業及び公共事業における環境配慮

環境事業に関連した市の各種計画を積極的に推進すると共に、公共事業における自然にやさしい工事方法の採用を図っていきます。

(5) 地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減に向けて

庁舎におけるエネルギー消費や自動車等の使用に伴って発生する二酸化炭素や窒素酸化物その他の汚染物質の負荷量の削減を推進します。地球温暖化防止に向けたエコオフィス活動を強化推進していきます。

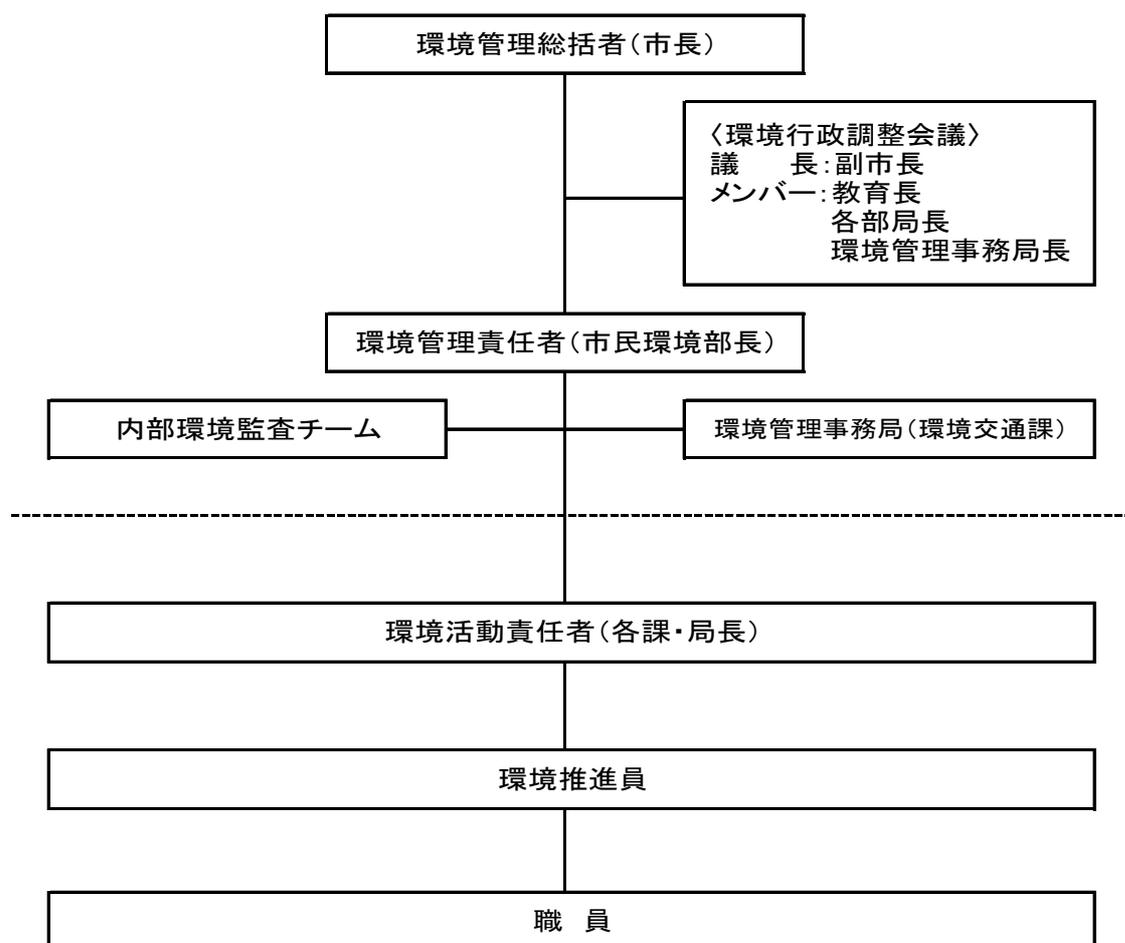
3 環境方針の周知

この環境方針は、市全職員及び市のために働くすべての人に周知するとともに、広く一般に公表します。

平成 25 年 4 月 1 日

宇土市長 元 松 茂 樹

(6) 環境管理体制



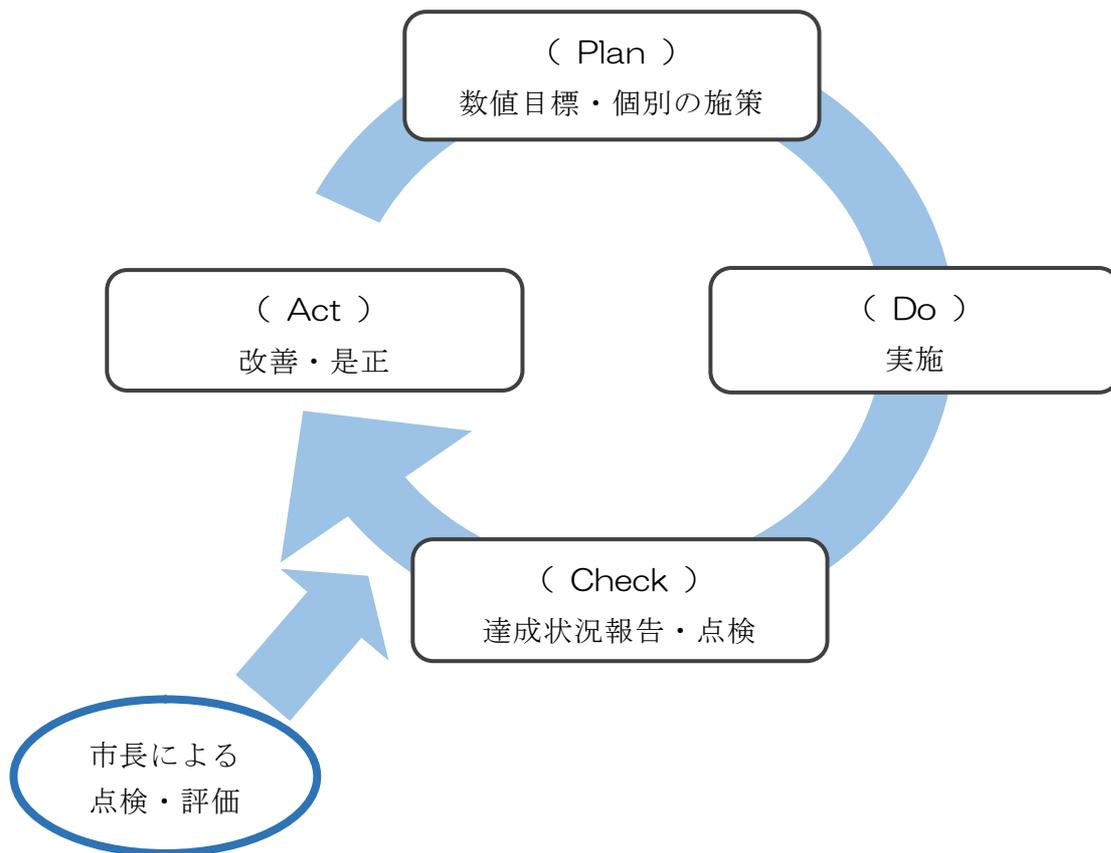
(7) 環境基本計画と環境マネジメントシステム (EMS)

宇土市では、平成 16 年 3 月に宇土市環境基本計画を策定しました。環境基本計画では、実施主体を市・市民・事業者・民間団体とし、それぞれが取り組むべき事項を行動例としてまとめています。この計画に従い、行政が取り組むべき事項については、それぞれ担当課において進めているところです。

また、それぞれの取組をまとめた環境白書を作成し、公表しています。

白書の作成に際しては、まず、行政が実施する分野について取りまとめを行う必要があります。そこで、各課における取組の進捗状況を把握するため、現在稼働中の EMS を利用し、PDCA サイクルにより環境基本計画の進行管理を行います。

具体的には、宇土市環境基本計画（施策の展開／施策の基本方針）の全項目を抽出し、EMS の目的・目標に掲げることとしました。



- EMS 環境目的・目標及び環境管理実施計画書
進捗状況一覧表（オフィス活動）（事務・公共事業）結果
令和6年度

区 分	達 成 状 況 (項目数)	
オフィス活動目標	目標達成	1
	目標未達成	5
	達成率 1/6	16.7 %
環境基本計画に沿った 環境施策事務・公共事業	目標達成	144
	目標未達成	7
	特殊事情により実施不可	7
	達成率 144/151	95.4 %

・オフィス活動目標

項目	目標数値 (H25年度ベース)	平成25年度	令和5年度	令和6年度	達成状況
電力使用量	20%削減	3,308,500kwh	3,709,319kwh	3,284,862kwh	未達成
A重油使用量	30%削減	71,200L	60,200L	61,800L	未達成
ガソリン、軽油使用量	ガソリン 30%削減 軽油 90%削減	ガソリン：29,004L	23,123L	22,673L	未達成
		軽油：5,045L	1,327L	1,225L	
		合計：39,049L	24,450L	23,898L	
LPガス使用量	10%削減	2,377kg	2,372kg	2,209kg	未達成
灯油使用量	100%削減	2,250L	4L	0L	達成

オフィス活動目標達成に向けて「不必要な照明やOA機器の電源を切ることの徹底」「空調機器の適正な温度設定」「公用車の適正管理」「低公害車の導入」など多くの取組を実施しています。今後も目標達成に向けて取組の徹底を図っていきます。

3. 環境学習

平成16年度から、市内の小中学校を対象として、環境学習出前講座を実施しています。

●令和6年度環境学習実施実績

年月日	対象者	内容	参加人員
6月17日 6月18日 6月20日 6月21日	宇土小学校	地球温暖化対策、ごみ処理のしくみ・工夫、ごみ減量化の取組、ごみの分別収集・模擬体験	124
8月26日	いちばんち学童クラブ	地球温暖化対策、ごみ処理のしくみ・工夫、ごみ減量化の取組、ごみの分別収集・模擬体験	35
8月27日	肥後学童クラブ	地球温暖化対策、ごみ処理のしくみ・工夫、ごみ減量化の取組、ごみの分別収集・模擬体験	30

4. 環境に関する活動

宇土市では、令和6年度に下記のような様々な活動を実施しています。

活 動 名	期 日	内 容
市職員ノーカーデー実施	毎週水曜日 (通年)	マイカーによる通勤を控え、徒歩、自転車、バス等の公共交通機関を利用した通勤を励行しました。
みんなの川と海づくりデー	8月	くまもと・みんなの川と海づくりデーで河川等の一斉清掃を行いました。
フードドライブ	11月	熊本連携中枢都市圏の取組として市役所内においてフードドライブを実施しました。
エコポスターコンクール	2月	環境教育の一環として、市内小学5年生を対象にエコポスターを募集し、入賞者には表彰を行うとともに、全応募作品の展示を市庁舎で行いました。
資源ごみ収集	通年	毎月第1水曜日は、宇土市の「資源の日」ですが、特別収集として、8月と12月に資源ごみ特別収集を、宇土市役所本庁、網田支所、網津支所の3カ所で実施しています。
害虫駆除消毒	随時	希望地区に、害虫駆除のために、無料で消毒機材の貸出しを行っています。
各地区ボランティア清掃	通年	各地区で、積極的にボランティア清掃を実施しており、市では、その際に使用のごみ袋の配布、ごみ回収を行っています。
こどもエコクラブ	通年	「こどもエコクラブ」は、次代を担う子ども達が主体的に行う環境学習及び環境保全に関する活動を支援することを目的として、平成7年度から環境庁（現環境省）が実施している事業です。宇土市では、環境交通課内にこどもエコクラブの事務局を設置しています。
廃棄物の不法投棄巡回監視指導及び回収	通年	各地区を巡回し、不法投棄や廃棄物処理法で禁止されている廃棄物の野外焼却を未然に防止します。また、不法投棄ごみを回収することで、景観の維持を行っています。
廃食油の収集	通年	ご家庭で使用済みとなった天ぷら油等を回収して環境負荷の少ない代替燃料へとリサイクルし再利用しています。
バイオディーゼル燃料 (B5) の公用車への利用	通年	宇土市の公用車へのバイオディーゼル燃料 (B5) の利用を始めました。

5. 広報活動（広報うと掲載内容）

宇土市では、環境に関する身近な情報をいち早く市民の方に届けるために、広報紙にて周知活動を行っております。

掲載号	広報紙での周知活動
4月号	エコポスターコンクール、宇城クリーンセンターへのごみ持ち込み、
5月号	宇城クリーンセンター特別開場、生ごみ処理機補助金、燃えないごみの出し方、海洋プラスチックごみ削減に向けた取組
6月号	金属類の出し方
7月号	事業系ごみの出し方、浄化槽管理者の変更手続き、浄化槽の法定検査
8月号	資源ごみ特別収集、宇城クリーンセンター特別開場、くまもと・みんなの川と海づくりデー、災害時のごみの出し方、粗大ごみの出し方
9月号	ごみの出し方（ごみサク）
10月号	宇城クリーンセンター特別開場、常設資源ごみ回収所
11月号	宇城クリーンセンター特別開場
12月号	不法投棄は重大な犯罪、河川への油流出事故を防ごう、資源ごみ特別収集、年末年始のごみ収集、粗大ごみの出し方
1月号	年始のごみ収集
2月号	宇城クリーンセンター特別開場、常設資源ごみ回収所のマナー、リユースの有効活用
3月号	エコポスターコンクール、燃えないごみの分別、炊飯器・扇風機・掃除機の出し方

第9章 市の取組

1. 環境基本計画

本市では、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の基本構想を踏まえ、環境行政の指針となる宇土市環境基本計画を策定しました。

(1) 計画策定の背景

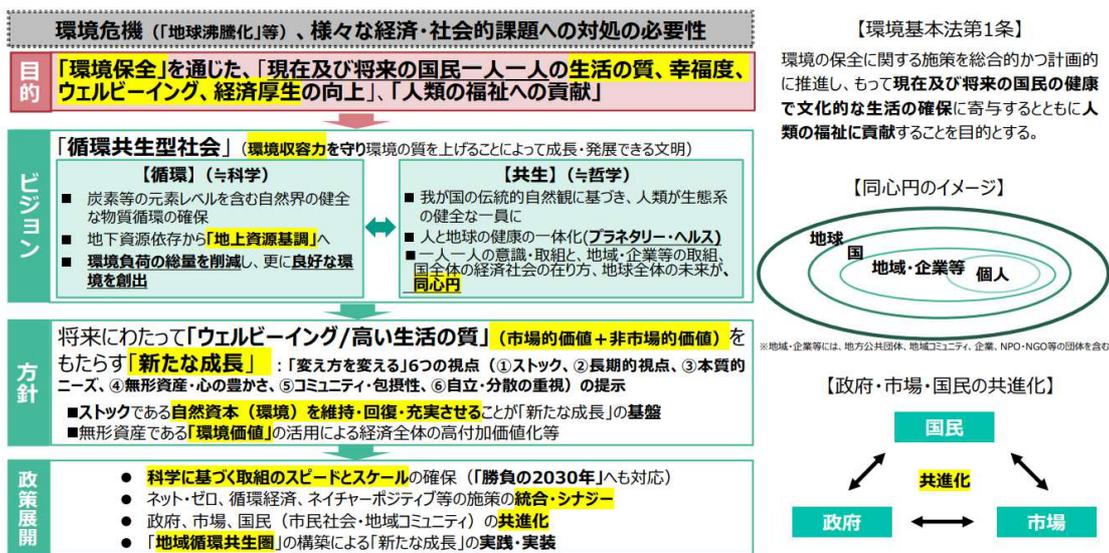
本市は有明海やその広大な干潟、緑川や浜戸川、大岳や白山をはじめとした宇土半島の山や川等、豊かな自然に恵まれるとともに、陸海交通の要衝の地として、古くから政治・文化の中心地として栄えてきました。現在も県内の主要な幹線道路や鉄道が集中し、県庁を有する熊本市に隣接していることから、宅地開発や産業の集積が進められ人口が増加してきました。

本市では、平成14年3月に宇土市環境基本条例を定め、平成16年3月に宇土市環境基本計画を策定しました。平成20年度には本体計画で示される行動例の趣旨はほぼそのままとして、行動例を簡素化・統合し、主体ごとに分割し冊子としてまとめるかたちで内容を見直した実施計画書を策定しました。

また、平成31年4月には、「復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと”宇土」をスローガンとした「第6次宇土市総合計画」を策定しております。

国においては、令和6年に「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。環境保全を通じて現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指すため、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしています。

県においては、令和3年に第4次熊本県環境基本指針及び第6次熊本県環境基本計画が策定されました。この中で目指すべき姿として「ゼロカーボン社会」「循環型社会」「自然共生社会」「安全で快適な生活環境」「様々なリスクに備えた社会」の5つが位置付けられています。



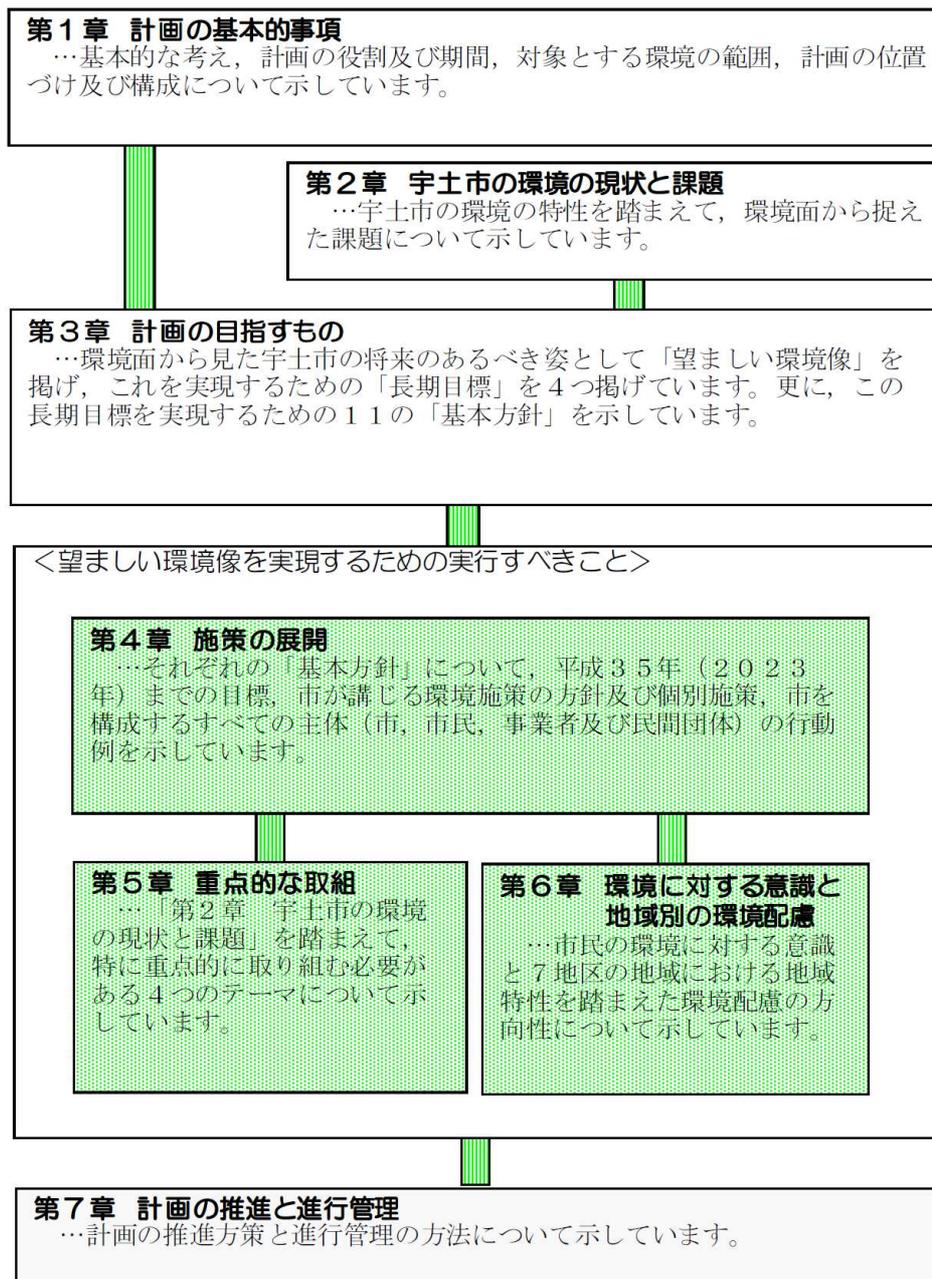
出典：第六次環境基本計画の概要（環境省）

近年、環境を取り巻く状況については、循環型社会への移行、気候変動の問題や再生可能エネルギーへの転換、ハイブリッドカーや電気自動車などエコカーの普及、生物多様性の問題等めまぐるしく変化しています。

その中で、宇土市環境基本条例において掲げている持続可能な社会を実現するためには、市、市民、事業者及び民間団体が一体となって、本市の将来あるべき姿を目指して、総合的な視点から計画的に取組を進めていく必要があります。

(2) 計画の構成

本計画の構成概要は、以下のとおりです。



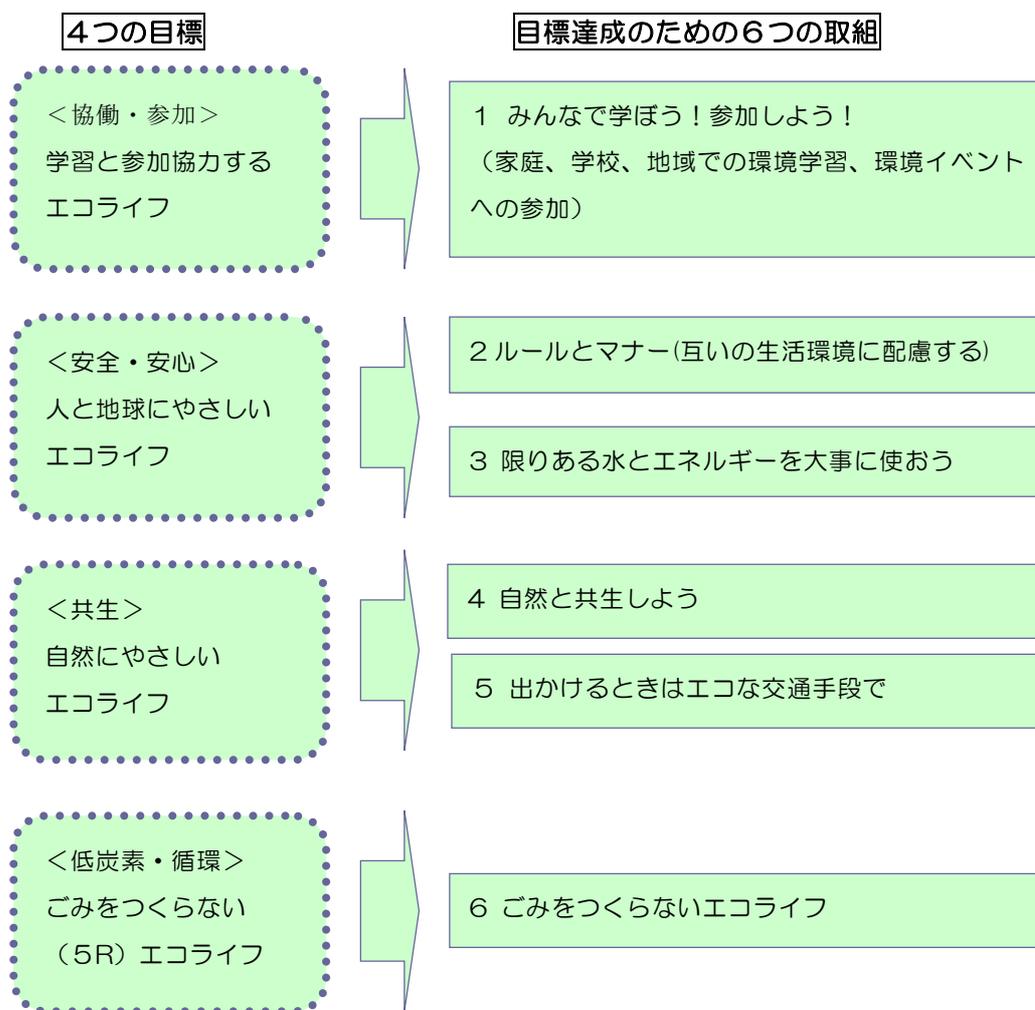
◆ 第3次宇土市環境基本計画の構成

2. エコライフ計画

(1) エコライフ計画

市では、環境にやさしい都市づくりの指針として、「宇土市エコライフ計画」を策定しました。本計画の構成概要は、以下のとおりです。

◆エコライフ計画の構成



3. 宇土市環境審議会

本市では、市の区域における環境保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会を設置しています。

環境審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査審議します。

- ・基本計画等の策定及び変更に関すること。
- ・環境調査を行うために必要な指針に関すること。
- ・年次報告書に関すること。
- ・その他環境行政の総合的推進に関する重要事項

(1) 審議会の概要

宇土市環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基本法第44条及び宇土市環境基本条例第19条の規定に基づき設置された合議制の機関であり、地方自治法第138条の4及び第202条の3に規定する執行機関の附属機関に該当します。したがって、審議会の委員の委嘱は市長が行い、審議会は市長の諮問機関として位置付けられています。

附属機関という性格上、審議会が行う答申に法的拘束力はありません。しかし、本市における環境行政の公正性・信頼性を確保するため特に審議会を設けた趣旨から、市長の諮問事案についての答申内容は、十分に尊重する義務があります。

(2) 審議会委員

審議会の委員の構成は宇土市環境基本条例にて以下のとおり規定されています。

- 1 審議会は、委員5人以内をもって組織する
- 2 委員は、環境に関し優れた見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4. 進行管理

(1) 環境目的・目標及び環境管理実施計画進捗状況

①令和6年度環境目的・目標及び環境管理実施計画進捗状況総括表

区 分	達 成 状 況 【項目数】	
	環境基本計画に沿った環境 施策事務・公共事業	目標達成
目標未達成		7
特殊事情により実施不可		7
達成率 144/151		95.4%

令和6年度の達成率は95.4%であり、令和5年度の89.9%より高くなっています。この理由としては、仮設校舎新設事業が行われたとともに、フロン排出抑制法に基づく義務や産業廃棄物の資源再利用の周知啓発に努めたためです。

②令和6年度長期目標別環境基本計画に沿った環境施策進捗状況表

長 期 目 標	総項目数	達成数	未達成数
「みんなで環境について学び考えるまち」の実現に向けて	18	17	1
「みんなで育む安心なくらしと豊かな文化と水のまち」の実現に向けて	70	64	1(5)
「みんなで育む豊かな自然が息づく山と川と海のまち」の実現に向けて	31	28	2(1)
「みんなで取り組む資源循環・低炭素のまち」の実現に向けて	39	35	3(1)

※（）書きは特殊事情により実施不可となったものになります。

※詳細な施策、取組内容等については資料編を参照してください。